

障害のある児童生徒の就学の手引

(第5次改訂)

富山県教育委員会

はじめに

平成18年12月、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成20年5月に発効しました。我が国は、平成19年9月に同条約に署名、平成26年1月に批准しました。同条約の批准に向けては、平成23年の障害者基本法の一部改正を端緒とし、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の制定や障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の制定等、障害者に関する諸般の制度の整備が進められました。

これと並行して、文部科学省においても、中央教育審議会初等中等教育分科会において、今後の我が国の特別支援教育の在り方等についての議論が進められ、平成24年7月に報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」としてとりまとめられ、同報告等を踏まえつつ、障害のある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正（平成25年9月施行）が行われました。具体的には、①就学基準に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正、②障害の状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備、③視覚障害者等である児童生徒等の区域外就学に関する規定の整備、④保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大、以上の4点が挙げられます。

就学相談・支援については、これまでも市町村教育委員会及び各学校等において、障害のある子供の適切な就学先決定に向けて取り組んでいただいておりますが、この度、富山県教育委員会では学校教育法の改正に伴い、これまでの「障害のある児童生徒の就学の手引き（特別支援教育指導資料第99集）」を改訂いたしました。

学校や市町村教育委員会における就学相談担当者、特別支援教育担当者のみではなく、すべての教職員、その他の関係機関の方々が、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた就学相談・支援のための手引きとして活用いただければ幸いです。

平成28年3月

富山県教育委員会

県立学校課長 荒木 義雄

も く じ

は じ め に

序 論	1
I 一人一人の教育的ニーズに応じた就学相談・支援	3
II 障害のある児童生徒の多様な学びの場	5
III 市町村教育委員会・県教育委員会・学校の役割	9
1 市町村教育委員会における就学相談・就学先決定に向けて	9
2 県教育委員会における就学相談・支援	14
3 学校（小・中学校）における就学相談・支援	15
4 就学手続きの流れ	20
IV 就学相談・支援に係る機関等の手続きの流れとその事務	23
1 県立特別支援学校の小・中学部 1 年に新しく就学する場合	23
2 視覚障害者等が小・中学校の 1 年に新しく就学する場合	25
3 特別支援学校に在学する児童生徒が、視覚障害者等でなくなった場合	26
4 特別支援学校に在学する児童生徒が、障害の状態、その者の教育上必要な支援 の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により小・中 学校に就学することが適当であると思料される場合	27
5 視覚障害者等で小・中学校に在学する児童生徒が、視覚障害者等でなくなった 場合	30
6 小・中学校に在学する児童生徒が、視覚障害者等になった場合	31

7 視覚障害者等で小・中学校に在学する児童生徒が、障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料される場合	33
8 特別支援学校に在学する児童生徒が、新たな障害や障害の状態の変化により、主たる障害種別を変更することが適当であると思料される場合	35
9 特別支援学校から他の県立特別支援学校へ転学する場合	38
10 視覚障害者等である児童生徒が転居した場合	40
11 就学義務を猶予又は免除する場合	40
12 「短期入所」「日中一時支援事業」に伴う教育参加の場合	41
13 県外の特別支援学校へ区域外就学する場合	42
14 県外への区域外就学が終了した場合（視覚障害者等について）	44

V 特別支援学級の開級（閉級）・通級指導教室の開設（閉鎖）に関する事務手続き	46
1 特別支援学級を開級する場合	46
2 特別支援学級を閉級する場合	47
3 通級による指導（通級指導教室）を開設する場合	48
4 通級による指導（通級指導教室）を閉鎖する場合	50
VI 通級による指導を行う場合の事務手続き	52
1 県立特別支援学校（視覚障害、聴覚障害）で通級による指導を行う場合	52
VII 資料	57
1 就学に関する関係法規一覧	57
2 関係する通達等	60
3 県内特別支援学校及び関係施設、相談機関等	79

序 論

1 障害のある子供の教育に求められること

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点です。

そのための環境整備として、個別の教育的ニーズのある子供に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要です。

2 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援

障害のある子供にとって、その障害を早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障害のある子供を支える家族に対する支援という観点からも、大きな意義があります。

このため、早期から始まっている支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障害のある子供の精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められます。

障害のある子供一人一人のニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用の推進等を通じて、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要です。

これにより、これまでの就学指導中心の「点」としての教育支援から、早期からの

支援や就学相談から継続的な就学相談・指導を含めた「線」としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すべきです。

3 今日的な障害の捉えと対象

WHO は、従来の ICIDH の改訂作業を行う中で、障害のある人だけでなく、障害のない人も含めた生活機能分類として、平成13年に、「国際生活機能分類（ICF／International Classification of Functioning, Disability and Health）」を採択しました。ICFでは、障害の状態は、疾病等によって規定されるだけではなく、その人の健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明されており、すなわち ICFは、疾病等に基づく側面と社会的な要因による側面を考慮した、「医学モデル」と「社会モデル」を統合したモデルとされています。

平成23年に改正された障害者基本法においては、障害者は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と新たに定義されていることに留意する必要があります。また、特別支援学校の学習指導要領解説においても、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識・技能等を身に付けるために必要な指導を計画する際には、ICFの障害の捉え方を踏まえるよう示されています。

4 合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」は、障害者の権利に関する条約において提唱された新たな概念であり、中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義されています。

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行います。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、「基礎的環境整備」と呼ばれています。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではありますが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供します。

I 一人一人の教育的ニーズに応じた就学相談・支援

障害のある子供の教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。このため、就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子供の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要です。

障害のある子供の就学先の決定には、教育委員会担当者、教育、保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者がかかわることになり、かつ、これらの関係者が相互に密接な連携を図ることが必要となります。仮に、関係者が連携をしていなかったり、関係機関の存在と機能（支援内容）が保護者に周知されていなかったり、関係機関や担当者により考え方や対応が異なっていたりすると、保護者がどこに相談に行けばよいのか分からなくなったり、子供の教育的ニーズについての誤解、保護者が知っておくべき情報の偏りや漏れ、繰り返し異なる機関に出向くことへの負担感など、様々な問題が生じる要因となります。

就学先の決定にかかわる関係者の対応いかんによっては、子供が持てる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するための、適切な教育や必要な支援を十分に享受することができず、結果として、子供の学習する権利を奪うことになりかねません。

就学先決定にかかわる者は、障害のある子供が自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚を強くもつことが必要です。

(1) 就学相談・支援の基本的な考え方

就学相談・支援は、教育支援の一環であり、就学先を判断・決定するだけでなく、長期的な展望に立った支援の方針を含めたものとしてとらえ、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が受けられるよう、総合的かつ慎重に行われる必要があります。

本人の教育的ニーズに最も適切に対応できる学校を決定するためには、

- ① 障害の状態
- ② 本人の教育的ニーズ
- ③ 本人・保護者の意見
- ④ 教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見
- ⑤ 学校や地域の状況等

を踏まえた総合的な観点から就学先の判断を行うことが大切です。

(2) 教育相談・支援体制の充実と就学相談・支援の充実

就学相談・支援の充実にとって、教育相談や支援体制の充実を図ることが大切です。

① 早期からの支援との連携

早期からの支援の一環として就学移行期における支援を捉えることにより、就学相談を充実させることができます。就学相談においては、相談担当者が本人・保護者の

不安や疑問に応えながら、就学に関する情報を提供し、これまでの支援の情報を引き継ぎ、本人の教育的ニーズを把握し、必要な支援を保護者と共に考えていくことも求められます。こうした相談を進めていくために、市町村の教育委員会は、十分な時間を確保して特別な支援が必要な子供を把握することが求められます。

特別な支援が必要な子供を把握するために、早期からの支援を行っている機関と連携を図ることが重要です。具体的には、市町村教育委員会が、幼稚園、保育所、認定こども園、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、就学前の支援機関、その他の医療・福祉・保健の関係機関など、早期からの支援を行っている機関を対象に、次のような取組を行うことによって、就学相談の対象となる子供の把握が円滑にできるようになると考えられます。

- ア 早期からの支援を行っている機関への情報の提供
- イ 早期からの支援を行っている機関を通した、保護者への、就学相談に関する情報の提供（就学に関するパンフレットの配布、就学相談の案内等の配付）
- ウ 早期からの支援を行っている機関を通した、保護者への、特別な支援に関する研修の機会の提供
- エ 早期からの支援を行っている機関における個別の支援計画の作成への参加
- オ 早期からの支援を行っている機関におけるケース会議への参加
- カ 教育委員会や学校が行う相談や支援の提供（教育センターの相談等）

② 就学相談の機会を通して

就学相談は、保護者に、就学について考えるきっかけを提供することになります。早期からの支援を行っている機関に通っていない子供や、早期からの支援の対象になっていない子供も存在することもあり、就学相談の機会を通して特別な支援の必要な子供を把握することは重要です。

就学相談の機会には、次のようなケースがあります。

- ア 市町村の教育委員会や教育センター等で常設されている場合
- イ 校区の小学校や特別支援学校で申込があったときに行われる場合
- ウ 就学に関する説明会・研修会や健康診断（3歳児健診、5歳児健診、就学時健診等）の機会に設けられる場合
- エ 都道府県の教育委員会が都道府県内を巡回して設けられる場合

Ⅱ 障害のある児童生徒の多様な学びの場

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

また、就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学びの場がすべて決まってしまうのではなく、子供の発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら柔軟に転学等ができることを、関係者間で共通理解することが重要です。

(1) 特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を行う学校です。
- ・ 幼稚部から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。
- ・ 対象となる障害の種類や程度は、「学校教育法施行令第22条の3」に示されており、対象は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱です。これらの障害のない、自閉症や情緒障害、発達障害等は、特別支援学校の対象ではありません。
- ・ 障害のため通学して教育を受けることが困難な子供に対して、教員を家庭、施設、病院などに派遣した指導（訪問教育）も行っています。

- ・ 本県には県立13校、国立1校、高岡市立

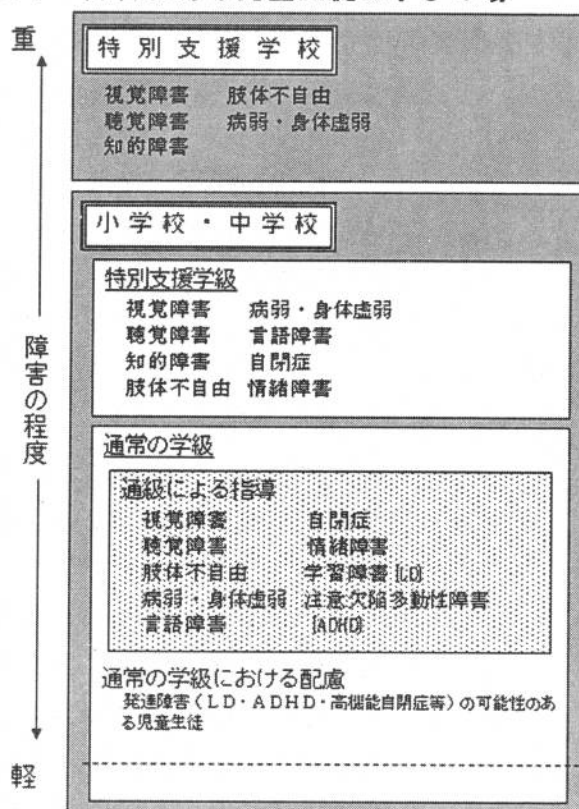
1校の15校の特別支援学校があります。（詳しくは本資料P79をご参照ください。）

- ・ 特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育の他、知的障害のある児童生徒について、各教科等を合わせた指導を中心とする教育課程を編成したり、複数の障害を併せ有し、学習が著しく困難な児童生徒については、自立活動を主とした教育課程を編成したり、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う（訪問教育）教育課程を編成したりするなど、一人一人のニーズに応じた教育を行います。

(2) 特別支援学級

- ・ 障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子供一人一人に応じた教育を行います。
- ・ 対象は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・

図1 障害のある児童生徒の学びの場



情緒障害です。学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）は、対象ではありません。

- ・対象となる障害の程度は、「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け文科初第 756 号）で示されています。
- ・特別支援学級の教育課程は、基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、子供の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として、特別の教育課程も編成できるようになっています。

(3) 通級による指導

- ・通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を、週 1～8 単位時間特別な教育の場（通級指導教室）で行います。
- ・対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等です。知的障害は、対象ではありません。
- ・富山県では、弱視と難聴に対する通級による指導は、特別支援学校で行っています。

(4) 通常の学級において配慮した指導

- ・小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害を含むすべての障害のある児童生徒に対しては、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行います。
- ・校内に特別支援教育に関する委員会を設置して障害のある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行い、児童生徒の障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
- ・特別支援教育支援員（スタディ・メイト）や学生支援員（スタディ・メイトジュニア）等を配置し、学校での日常生活上の介助や学習支援、安全確保などのサポートを行う場合もあります。

表 1 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

学校等 障害の種類	特別支援学校	小・中学校	
		特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ・知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	——
肢体不自由者	・肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ・肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
病弱・身体虚弱者	・慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	・慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ・身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

学校等 障害の種類	特別支援学校	小・中学校	
		特別支援学級	通級による指導
言語障害者	_____	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準ずるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものでないものに限る）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準ずるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものでないものに限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
自閉症者	_____	・ 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	_____	・ 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者	_____	_____	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	_____	_____	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

＜根拠となる法令及び通知＞
 ・ 学校教育法第 72 条、第 81 条
 ・ 学校教育法施行令第 22 条の 3
 ・ 学校教育法施行規則第 140 条、第 141 条
 ・ 25 文科初第 756 号通知

Ⅲ 市町村教育委員会・県教育委員会・学校の役割

1 市町村教育委員会における就学相談・就学先決定に向けて

(1) 市町村教育委員会の役割

市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学先決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行うこととなります。なお、この場合においては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、最終的には市町村教育委員会が、児童生徒の就学先を決定します。

市町村教育委員会は、域内に住所が存する子供の適切な就学についての責任を負っています。そのため、早期からの教育相談の機会を設定し、障害の状況の把握や保護者の意向を十分に把握しながら、保護者との信頼関係を築いた上で、適切な情報提供に努め、個人情報の取り扱いに留意しつつ障害のある子供の就学先決定にかかわっていくことが求められています。

(2) 市町村教育委員会の業務

① 保護者への事前の情報提供

○ 啓発資料の活用

保護者が就学について関心をもったときや不安に感じたとき、必要な情報に手軽にアクセスできることが必要です。ホームページへの掲載や、パンフレットの作成等を通して情報を提供します。障害のある子供のためにどのような教育が用意されているのか、子供の教育について相談したいときにはどうしたらよいのか、就学までにはどのようなことをしなければならないのかなど、初めに知りたい情報を整理して提供するとともに、詳しい情報へのアクセス方法を周知することが大切です。

○ 先輩の保護者等の経験に学ぶ機会の設定

既に就学している子供の保護者の体験を聞く機会を設けたり、就学に関する体験集を活用したりすることは、保護者ばかりでなく、幼稚園、保育所、認定こども園等の関係者に対しても、就学に対する理解啓発を図ることにつながります。

② 就学期における特別な支援が必要な幼児の把握

○ 早期からの支援を行っている機関との連携

市町村の教育委員会は、特別な支援が必要な子供を把握するために、早期からの支援を行っている機関（幼稚園、保育所、認定こども園、発達障害者支援センター、障害児通所支援事業所等）と連携を図ることが重要です。

○ 就学相談の機会を通して

就学相談は、保護者に、就学について考えるきっかけを提供することになります。

す。早期からの支援の対象になっていない子供も存在することもあり、就学相談の機会を通して特別な支援の必要な子供を把握することは重要です。

○ 学齢簿の作成

市町村の教育委員会は、毎年10月31日までに、その市町村に住所の存する新入学者の、10月1日現在の学齢簿を作成しなければなりません。既存の情報がない子供を発見した場合には、早急にどのような子供かを明らかにする必要があります。

○ 就学時健康診断等の活用

就学児の健康診断は、小学校等への就学予定者を対象に、毎年11月30日までに実施することが市町村教育委員会に義務付けられています。市町村の教育委員会が就学予定者の心身の状況を把握し、小学校等への就学に当たって、治療の勧告、保健上必要な助言を行うとともに、就学義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学等に関し適切な措置をとることを目的としています。

③ 保護者への就学に関するガイダンス

○ 就学に関するガイダンスの目的

円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期に、就学先についての手続きの流れや、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンスを行うことが必要です。

○ 就学に関するガイダンスの内容

就学に関するガイダンスにおいては、保護者が、子供の健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で就学先決定の話し合いに臨むことができること、子供の可能性を最大限伸長するための就学先決定であること、保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して就学相談に臨むことができるようにすることが大切です。また、域内の学校や支援のための資源の状況、入学までのスケジュール等を分かりやすく伝え、保護者の主体性を引き出すことが大切です。

○ 就学に関するガイダンス実施上の留意点

具体の就学の検討の開始に先立って、保護者に対し、全体的な事務手続きの流れや就学相談や学校見学・体験入学等のスケジュール、また、就学先について意見聴取が行われること、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ柔軟に転学が可能であることなどを伝え、その理解を促すことがガイダンスのポイントであり、円滑な手続きの実施に欠かせないプロセスとして充実を図っていく必要があります。

④ 就学先の決定

○ 就学先の決定

市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的

ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、最終的には市町村教育委員会が、児童生徒の就学先を決定します。

○ 就学先の決定に当たっての市町村教育委員会の姿勢

障害のある児童生徒の教育に関する基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきです。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点です。

就学先の決定に当たっては、保護者の思いと子供本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意することが必要です。保護者の思いを受け止めるとともに、本人に必要なものは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、共通認識を醸成していくことが重要です。

⑤ 通知の発出

○ 小・中学校へ就学する場合

小・中学校への就学が適当と判断された児童生徒については、前年度の1月末までに、市町村教育委員会から保護者に対し、就学通知を発出します。また、これと同時に、当該児童生徒が就学する小・中学校の校長に対しても、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知します。

○ 特別支援学校へ就学する場合

特別支援学校への就学が適当と判断された児童生徒等については、前年度の12月末までに、市町村教育委員会から県教育委員会に対し、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知します。

(都道府県教育委員会は、保護者に対して就学通知を発出します。また、特別支援学校の校長に対し、氏名及び入学期日を、市町村教育委員会に対し、氏名、入学期日及び指定した特別支援学校を通知します。)

⑥ 継続的な教育相談の実施

○ 個別の教育支援計画の定期的な見直しを通じた継続的な教育相談

子供の障害の状態の変化等に応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず、就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。子供の教育的ニーズ等の変化に継続的かつ適切に対応するため、特別支援学校や小・中学校において個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、その内容の充実を図るとともに、同計画を定期的に見直すことを通じて、継続的な教育相談を行う必要があります。

○ 継続的な教育相談を行うための体制

小・中学校及び市町村教育委員会に加え、特別支援学校及び県教育委員会においても、継続的な教育相談を行うための体制が必要となることに留意する必要があります。各学校における校内委員会等の体制整備や、教育委員会による専門

家チームの派遣や定期的な巡回教育相談等を通じた、各学校への支援が必要です。

⑦ 就学先の検討、変更

○ 特別支援学校から小・中学校への転学

特別支援学校に在学する児童生徒について、その障害の状態等の変化により小・中学校への就学が適当であると思料する場合においては、当該特別支援学校の校長は、その旨を、県教育委員会を經由して市町村教育委員会へ通知します。

市町村教育委員会は、これを踏まえ、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、新たに小・中学校へ就学させるか、引き続き特別支援学校に就学させるかの判断を行います。

なお、この他に、特別支援学校に在学する児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合においても、特別支援学校に在籍する児童生徒について、小・中学校への就学通知を発出させることになります。

○ 小・中学校から特別支援学校への転学

小・中学校に在学する障害のある児童生徒について、その障害の状態等の変化により、これらの小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料する場合においては、当該小・中学校の校長は、その旨を、市町村の教育委員会へ通知します。

市町村教育委員会は、これを踏まえ、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、特別支援学校へ転学させるか、引き続き現在の小・中学校に就学させるか、新たな別の小・中学校へ転学させるかの判断を行います。

なお、この他に、小・中学校に在学する児童生徒が新たに視覚障害者等となった場合においても、その旨が校長から市町村教育委員会に対して通知されます。

その上で、当該児童生徒について、視覚障害者等になったことにより、これらの小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料する場合においては（思料する場合に限り）、当該小・中学校の校長は、その旨を、併せて市町村教育委員会に通知します。市町村教育委員会は、これを踏まえ、同様に、当該児童生徒について再度就学先の検討を行います。

(3) 市町村教育支援委員会の役割

① 市町村教育支援委員会について

市町村教育委員会が障害のある子供に対し適切な教育支援を行うためには、教育委員会に特別支援教育の経験豊かな職員を配置したり、保護者・本人との教育相談を行うことができる退職教員を非常勤職員等として配置したりするなど、障害のある子供に対する教育支援、すなわち教育相談の実施や個別の教育支援計画の作成等を行うための体制整備を図るとともに、教育支援委員会等の委員に専門性の高い人材を配置することが必要です。

就学先の決定に当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取する

ことが必要であり、「教育支援委員会」等にそれぞれの専門家が参加して総合的な判断のための検討を行うことなどが考えられます。なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会が就学先の決定を行うに際して、その判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、「教育支援委員会」等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

教育支援委員会の構成委員には、教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を的確に行うために必要な知見を有する者が含まれることが重要です。

ア 障害のある子供に対する教育の経験のある教職員

- ・ 特別支援学校長
- ・ 教育事務所特別支援教育担当指導主事 等

イ 医師（眼科、耳鼻科、小児科、内科、整形外科、精神科 等）

ウ 児童福祉施設の職員 等

② 市町村教育支援委員会の活動内容

教育支援委員会の主な活動の内容として、次のようなことが考えられます。

- ア 障害のある子供の状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、障害のある子供の情報を継続的に把握すること。
- イ 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。
- ウ 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- エ 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- オ 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- カ 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- キ 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。
- ク 「合理的配慮」について、提供の妥協性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

(4) 就学相談・支援に当たっての留意事項

- ① 視覚障害者等は、特別支援学校への就学か、小・中学校への就学かを個々の幼児児童生徒について、障害の状態等を踏まえ、総合的な観点から市町村教育委員会が決定します。
- ② 視覚障害者等も、居住地の市町村以外の小・中学校へ就学することが出来ます。ただし、受け入れ先の市町村教育委員会が了解した場合に限ります。
- ③ 市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことが大切です。

- ④ 就学先を決定するときは、児童生徒等が授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も重要視します。
- ⑤ 本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が合意して就学することが大切です。そのためには、これまで以上に早期からの就学相談をしていくことが必要になります。

(5) 視覚障害者等で小・中学校に就学しているものについて

視覚障害者等が小・中学校に就学する場合は、地域や学校の状況等を踏まえ、小・中学校において適切な教育を受けることができるかどうかを慎重に判断する必要があります。

この判断に当たっては、小・中学校の教育の目的の実現に向けた適切な教育が受けられることが前提であり、対象となる子供が教育課程を確実に履修できること、また、学校内において安全に学校生活を送ることができる等について考慮することが大切です。

特に、小・中学校においては、特別支援学校に比べて、

- ア 障害が重複している等、日常的・応急の手当（医療的ケア）の必要な子供に対応する専門的な知識や技能に基づく指導が困難であること。
 - イ 指導の効果を高めるための施設や学習設備の整備が十分でないこと。
 - ウ 障害の状態に対応するための十分な数の教員による指導が困難であること。
- 等を十分に踏まえなければなりません。

2 県教育委員会における就学相談・支援

県教育委員会は、障害のある子供の教育の推進を図るため、障害のある子供とその教育に関し、正しい理解と認識を深められるよう啓発活動を行うとともに、市町村教育委員会の行う就学相談を支援し、就学事務に関する助言を行います。

(1) 県教育委員会の役割

特別支援学校は県教育委員会に設置義務があり、小・中学校は市町村教育委員会に設置義務があることから、密接に連携を図りつつ、同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要です。その際に、必要に応じ、富山県教育支援委員会の助言を得ることが望まれます。

県教育委員会においても、専門家チームの派遣や巡回就学相談等の効果的な実施や、特別支援学校のセンター的機能の充実などにより、市町村教育委員会を積極的に支援することが必要です。市町村教育委員会単独で教育相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、県教育委員会が専門家を派遣するなどの措置を講ずることや、関係者のための研修会を県が実施することも考えられます。

また、特別支援学校及びその設置者としての県教育委員会自身においても、継続的な教育相談・指導を行うための体制が必要であり、各学校における校内委員会等の体制整

備や、教育委員会による専門家チームの派遣や定期的な巡回教育相談等を通じた、その相談・助言機能の強化が必要です。

(2) 県教育委員会の業務

- ① 富山県教育委員会規則により富山県教育支援委員会を設置します。
- ② 「障害のある児童生徒の就学の手引」(本書)、「富山の特別支援教育」の刊行や「教育支援資料」(H25. 文部科学省)等の活用と市町村教育委員会就学支援連絡会の開催を通して、県内で統一のとれた就学相談・支援が円滑に行われるよう各市町村と連絡調整を図ります。
- ③ 県教育支援委員会、市町村教育委員会と連携して翌年度小学校及び中学校に就学予定の幼児児童を対象に、巡回就学相談を開催します。
- ④ 特別支援学校で実施される教育相談や地域支援の取り組みを支援するとともに、学校見学会や体験入学等の就学相談の機会の充実に努めます。
- ⑤ 市町村教育委員会からの通知により、1月31日までに特別支援学校への就学通知(学校の指定・入学期日の通知)を行います。

(3) 県教育支援委員会の役割

県教育委員会は、障害のある児童生徒等の適切な就学を図るため、学識経験者、医師等の専門家を委員とした富山県教育支援委員会を設置します。障害のある児童生徒等の就学に係る助言に関すること、障害のある児童生徒の教育相談に関すること、障害のある児童生徒の教育の啓発に関することを所掌します。

県教育委員会は、必要に応じて、県教育支援委員会を活用して専門的な指導助言を得ながら、市町村教育委員会の就学支援・相談の体制を支援します。

3 学校(小・中学校)における就学相談・支援

小・中学校についても、就学前からの支援を受け継ぐ機関として、障害のある子供への教育支援に対し、幅広く関与していく姿勢が求められます。また、障害のある子供への義務教育の実施を担当する責任はもちろん、就学後における障害の状態等の変化に対しても、各学校の関係者が主体的にフォローを行っていく必要があります。

これらの前提として、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。特に、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある子供の多くが小・中学校の通常の学級に在籍していることから、必須です。

(1) 校内教育支援委員会の在り方

一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。就学後、障害の状態の変化や適切な指導や支援を行う場の検討の結果、就学先を変更することが適当と考えられる子供もいます。このような、子供の教育的ニーズ等の変化に継続的かつ適切に対応するため、継続的な教育相談を行う必要があります。そのため、各校においては、「校内教育支援委員会」

を設置し、就学前から就学後までの一貫した支援を行うための校内での検討を進めています。

また、各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や支援方針の検討等を行うため、校内に「特別支援教育に関する委員会」を設置しています。委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成します。

なお、学校によっては、二つの委員会の機能を包括している場合もありますが、二つの委員会の機能や役割をしっかりと果たす体制をとることが大切です。

図2 校内教育支援委員会の役割（例）

教育相談・学びの場の検討	実態把握・支援方法の検討
① 障害のある子供の早期発見 ・支援が必要な子供の調査 ・諸検査、調査、観察等による資料の収集及び評価 ・障害の状態の変化や就学先の変更を含めた適切な指導や支援を行う場の検討 ② 教育の推進 ・特別支援学級、通級指導教室の運営面の充実 ・教育内容の充実 ・通常の学級に在籍する特別な支援が必要な子供の理解 ③ 保護者への理解、地域への啓発 ・教育相談の実施 ・授業参観、学習発表会、PTA だより、講演会 等	① 実態把握 ・学校全体で、発達障害など、学習に困難がある子供への対応 ② 支援の検討、共通理解 ・全職員の共通理解（事例研究、授業研究、研修会） 関係機関との連携 市町村教育委員会 教育事務所 県総合教育センター 特別支援学校 児童相談所 医療機関 等

(2) 実態把握の方法と観点

特別な支援を必要とする子供一人一人の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するための指導内容や方法を検討するという視点に立って子供の実態を把握します。

- ① 年度の始めに特別支援教育について研修会を開き、障害のある子供のもつ困難な点と観察の視点、方法等の共通理解を図ります。
- ② 学校生活において、何らかの不適応を起こしている子供を学習、身体、言語、日常生活等の観察や学業成績等の資料をもとに把握します。

表2 実態把握の観点例

学習状況	読み	・ひらがなが少し読める。 ・一文字ずつひろい読みをする。 ・簡単な漢字まじり文が読める。	・ひらがなが全部読める。 ・簡単なひらがな文が読める。 ・文を読んで意味が分かる。 等
	書き	・文字のなぞり書きができる。 ・聞いて文字を書くことができる。 ・簡単な文を書くことができる。	・手本を見ながらまねて書ける。 ・単語を書くことができる。 ・体験を作文にまとめることができる。 等

	数量	・数や量に興味がないようだ。 ・幾つあるか数えられる(5まで)。 ・繰り上がりのある足し算ができる。 ・分数が分かる。	・大小, 多少が分かる。 ・合わせていくつ分かる (10まで)。 ・かけ算ができる。	等
身体状況	視覚	・よく見えていないようだ。 ・特に気にならない。	・視力は弱いが見えている。	等
	聴覚	・よく聞こえていないようだ。 ・聞こえは十分でないが、ある程度の内容を聞き取っている。 ・特に気にならない。		等
	身体	・慢性の病気がある。病名 () ・身体が弱く病気にかかりやすい。 ・身体は特に弱くない。		等
日常生活	言語	・指示がよく分からないようだ。 ・言葉を話さない。 ・二語文程度の言葉が言える。 ・特に気にならない。	・簡単な指示が分かる。 ・いくつかの単語が言える。 ・なんとか会話ができる。	等
	行動	・人への関心があまりみられない。 ・じっとしていることが苦手である。 ・気になる行動は見られない。	・特定の物(事)に強いこだわりを示す。 ・よくパニックを起こす。	等
	排泄	・全面的に介助が必要である。 ・言葉をかければ一人できる。	・部分的に介助が必要である。 ・一人できる。	等
	食事	・全面的に介助が必要である。 ・だいたい一人で食べる。	・部分的に介助が必要である。 ・一人で食べる。	等
	更衣	・全面的に介助が必要である。 ・だいたい一人できる。	・部分的に介助が必要である。 ・一人できる。	等

- ③ 特別な支援を必要とする子供について、校内教育支援委員会に報告し、情報交換を交えて状況把握を行います。指導方針、指導方法、保護者の理解と協力の求め方について検討し、担任と連携して今後の指導に当たります。

(3) 判断について

① 判断資料の作成

ア 特別な支援を必要とする子供のうち、特別支援学級の入級が適当ではないかと思われる者について判断資料を作成します。

イ 必要な諸調査、心理検査等を実施したり、教育相談の実施（保護者の意見聴取）、専門機関による心理判定、医学的診断等を行ったりして資料を収集し、判断資料を作成します。

ウ 既に保護者が専門医等での診断や県総合教育センター等での相談を受けている場合や、県教育委員会が実施している巡回就学相談に参加している場合は、保護者の了解を得た上で、その結果を参考とすることができます。

エ 各学校において作成している個別の教育支援計画を、資料とすることも考えられます。

表 3 判断資料の作成のための調査観点の例

- 教育的観点……これまでに受けた教育、教育課程、個別の指導の必要性 等
- 医学的観点……診断、治療歴、服薬 等
- 心理学的観点……検査結果、障害の理解、遊びや社会性の状況 等
- 併せ有する他の障害の有無と障害種
- 本人・保護者の希望……希望する教育の場、希望する通学方法 等
- 設置者の受け入れ体制……提供可能な配慮、小中学校の状況 等

※ 項目や内容は障害種別ごとに「教育支援資料」に例が示してありますので、参考にしてください。

② 判断の留意点

ア 判断を行うに当たっては、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、どのような指導及び支援がより適切であるかを十分に考慮します。

- ・ 適切な配慮をすることにより、通常の学級で適応できないだろうか。
- ・ 通常の学級における教育だけでは、その子供の可能性、適性を伸ばすことが困難と考えられないか。
- ・ 市町村教育支援委員会の助言を求めたほうが望ましいのではないか。

等

イ 判断に当たっての基準や留意事項については、学校教育法施行令第 22 条の 3、文部科学省初等中等教育局通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）を参考にして慎重に行わなければなりません。

ウ 判断結果に伴う指導内容、指導形態等について十分に検討し、方針を決定します。決定後の保護者への就学・入級相談等において重要な資料となります。

エ 就学相談は、就学時のみならず就学後においても、個々の状態やその変化に応じた指導内容や指導方法等の検討を計画的、組織的、継続的に行う必要があります。

(4) 就学相談（学びの場の検討）について

特別な支援を必要とする子供の就学に当たっては、その保護者に対し、本人の将来の自立と社会参加という視点に立った長期的な展望の下、子供のもつ具体的な困難さや課題の理解、家庭や学校での対応の仕方などについて話し合い、支援の方針や方向性に対する十分な共通理解を得ていくことが大切です。こうした中で対象となる子供にふさわ

しい就学先の学校や教育支援の内容について、保護者と共通認識をもつことができるよう努める必要があります。

円滑で適切な就学相談（学びの場の検討）とするため、以下のことに留意します。

- ① 学級担任は保護者との対話を継続的に行い、子供に対する互いの願いや悩みを気楽に話し合える関係を構築するよう努めます。
- ② 学級担任だけで対応するのではなく、教頭や学年主任、特別支援教育コーディネーターなどが連携し組織的に対応できるように配慮します。
- ③ 家庭訪問を行うなどして、保護者一人だけでなく、家族とも話し合う機会をもち、家族全員の理解を得られるように努めます。
- ④ 子供の障害の受容にかかわる戸惑いや就学先に対する不安など、保護者の気持ちをくみ取り、言葉づかいや態度、安心できる相談環境等に十分な配慮が必要です。
- ⑤ 障害のある子供や特別支援教育についての高い見識を基盤に、入級等、特別支援教育により変容した事例などを紹介したりしながら相談を進めます。
- ⑥ 保護者の理解が得られなくても共感的に受けとめ、将来の自立と社会参加の視点に立った長期的な展望の下、今何が必要なのかを共に考える姿勢で継続相談に努めます。

(5) 就学（入級）後のフォローアップ

① 継続的な就学相談・支援

子供の障害の状態の変化等に応じて適切な教育を行うためには、就学や入級時だけでなくその後も引き続き就学相談・支援を行うことが大切です。

就学先の変更を含め、子供一人一人の教育的ニーズ等の変化に応じた適切な指導や必要な支援の方法等の定期的な検討が必要です。そのために、保護者や関係機関と連携して個別の教育支援計画を作成し、定期的に見直すことを通して就学相談・支援を行うなどの方法が考えられます。

② 諸資料の整理・保管

就学相談にあたり収集・作成した資料は、継続的な就学相談・支援に活用するため、適切に整理・保管される必要があります。

その際には、個人情報等の秘密事項の取り扱いに留意するとともに、情報開示への対応についても配慮の上、資料を整理することも必要です。

【整理・保管すべき諸資料】

- ・校内教育支援委員会等記録（含む年間業務計画）
- ・特別な支援を必要とする子供の学習・生活面等の記録
- ・特別支援学級入級予想児童生徒の判断資料
- ・入級指導経過、結果の記録
- ・判断結果に伴う手続きの諸記録 等

4 就学手続きの流れ

(1) 就学先決定の流れ

就学先決定と手続の流れの概要は次の図の通りです。

図3 就学先決定の流れ

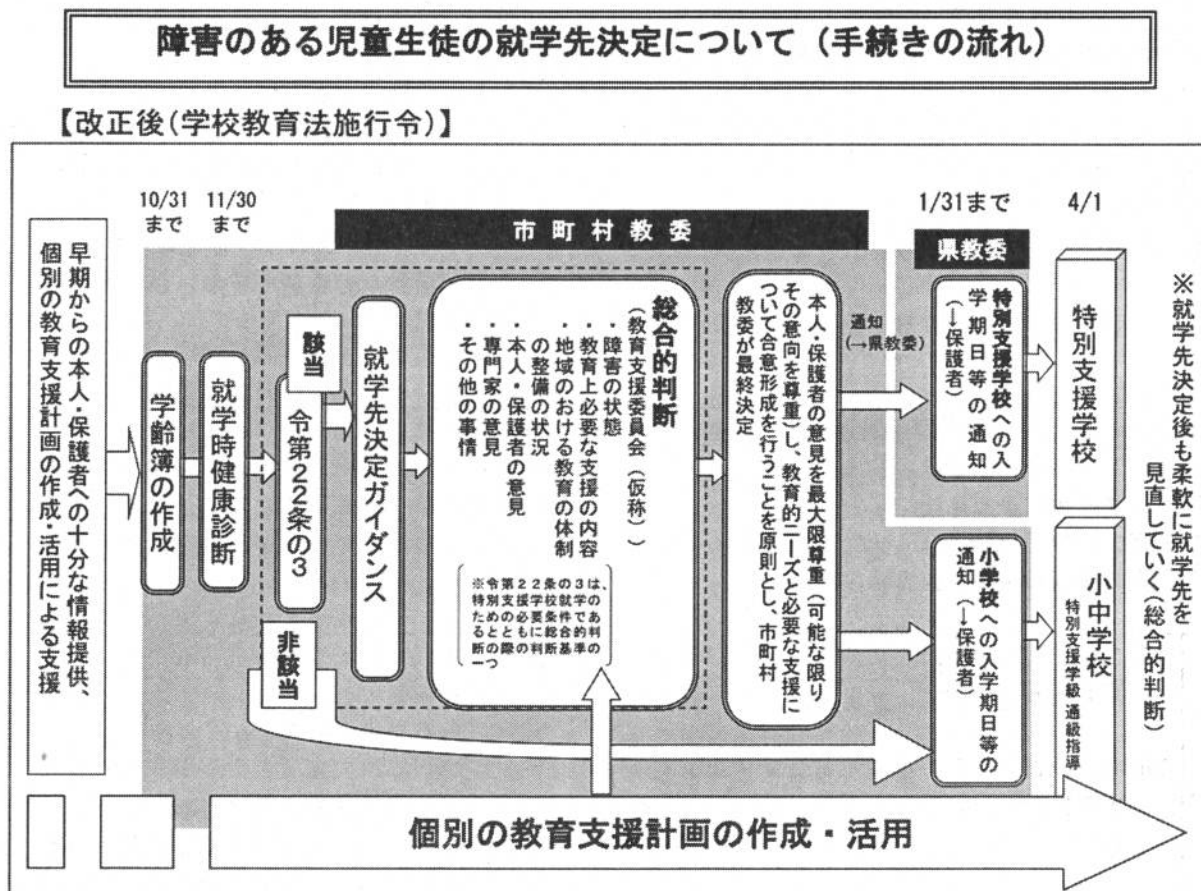
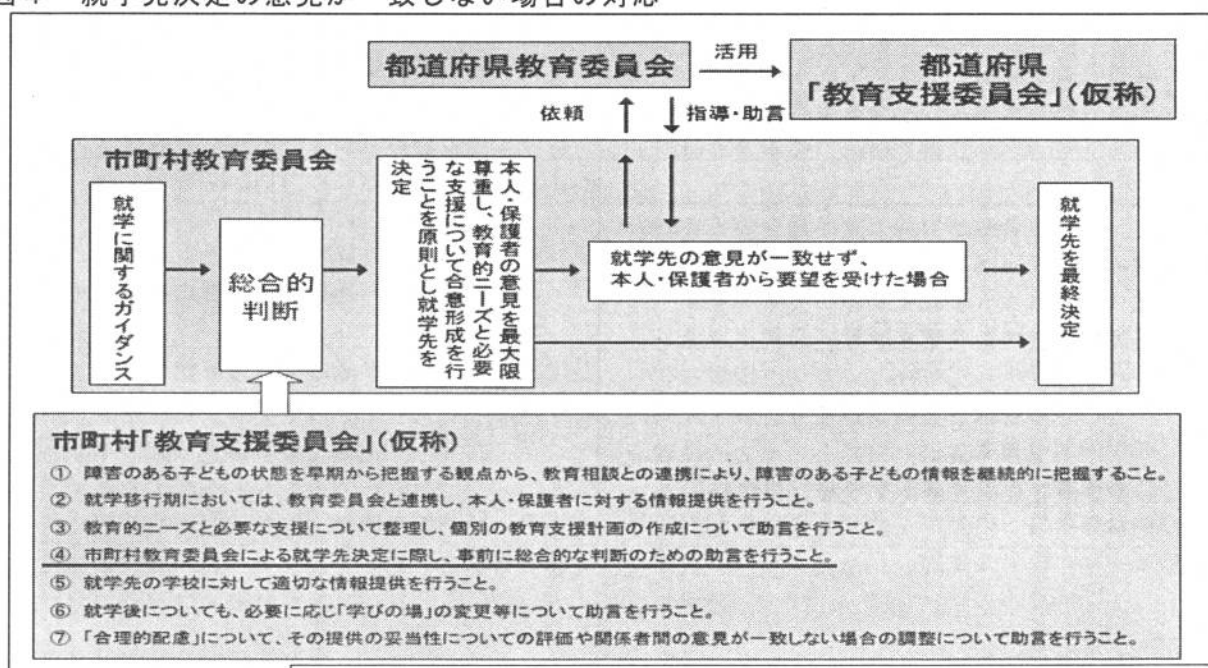


図4 就学先決定の意見が一致しない場合の対応



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より

(2) 教育委員会（教育支援委員会）、学校における年間業務計画

小・中学校校内教育支援委員会、市町村教育支援委員会等では、障害のある子供のた
子供の実態把握、保護者への啓発、資料の作成、就学時の健康診断等の事業を計画的に

表 4 就学相談に係る教育委員会（教育支援委員会）及び小・中学校の業務計画（例）

	県教育委員会（県教育支援委員会）	市町村教育委員会（市町村教育支援委員会）
4 月 6 月	○教育支援委員会資料の作成配布 ・前年度の報告、新年度の年間計画等 ○特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の実態調査 ○啓発資料の作成・配布 ○第1回市町村教育委員会就学支援連絡会の開催	○学齢簿の加除訂正 ○障害のある子供の実態把握・フォローアップ ・幼稚園、保育所、認定こども園、発達障害者支援センター、障害児通所支援事業所等、児童相談所、民生児童委員、民生主管課、小・中学校等との連絡 ・特別支援学級、通級指導教室、特別支援教育に関する調査の活用 ○教育相談の実施（地区相談会等） ○巡回就学相談への参加啓発と対象児の把握
7 月 9 月	○第2回市町村教育委員会就学支援連絡会の開催 ○第1回巡回就学相談の実施（7月） ・事後連絡票の発送 ○第3回市町村教育委員会就学支援連絡会の開催 ○第2回巡回就学相談希望者調査	○教育相談の実施（地区相談会等） ○巡回就学相談対象児の把握と相談会参加の啓発、参加の確認（第1回、第2回） ○巡回就学相談結果の集計と事後連絡票の整理
10 月	○第2回巡回就学相談の実施（9月～10月） ・事後連絡票の発送 ○市町村教育委員会の実施する就学相談を支援 ・就学相談コーディネーターの派遣（年間を通じて）	○学齢簿の作成（住民基本台帳に基づく） ○就学時健康診断 ・障害のある子供の把握 ○巡回就学相談結果の集計と事後連絡票の整理 ○市町村教育支援委員会資料の作成 ・心理検査 ・調査員による調査活動 ・専門医の診断 ・本人・保護者の意見聴取 ・教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見聴取 ・学校や地域の状況等の把握 ・体験入学の状況の聴取 ・就学相談の経緯 等
11 月	○市町村教育委員会の実施する就学相談を支援	○市町村教育支援委員会 ・適切な就学先について検討
12 月	○就学相談に関する調査活動	○保護者との合意形成に向けた話合い ・合意に至らない場合等は県教育委員会へ助言依頼 ○特別支援学校への就学が適当とされた者の通知 ・県教育委員会へ通知と学齢簿の謄本、個人調査票等の提出
1 月	○教育支援委員会の開催 ・就学相談と資料作成、助言 ○就学通知の発送 ・保護者、市町村教委、特別支援学校へ	○保護者との合意形成に向けた話合い ○保護者へ、小・中学校への就学通知 ・小・中学校に就学する視覚障害者等を含む
2 月 3 月	○困難事例等への対応（教育支援委員会の開催） ○就学についての確認	○就学についての確認 ○就学相談

めの相談会等の実施と関連させて就学相談・支援の年間業務計画を作成し、障害のある推進することが大切です。

小・中学校	
○第1回校内教育支援委員会 ・特別支援学級・通級による指導等の在籍児童生徒及び入級、退級、継続等の確認、対象児童生徒のフォローアップ ・校内に在籍する視覚障害者等の確認と必要な対応の検討 ・通常の学級に在籍する障害のある子供への対応（発達障害者・視覚障害者等を含む） ○個別の教育支援計画の作成、見直し	4月
○実態調査及び把握 ・特別な支援を必要とする子供の把握 ・個別式心理検査等を実施（保護者の理解を得て実施する） ○特別支援教育や発達障害等に関する校内研修会 ○教育相談、巡回就学相談の奨励	5月 6月
○第2回校内教育支援委員会 ・特別な支援を必要とする児童生徒の学習状況等の報告及び情報交換 ・学びの場の変更が適当と思われる者の選定と今後の対応 ○保護者と担任の懇談（授業参観、学級懇談会、家庭訪問等） ○翌年度入学予定の特別な支援を必要とする幼児児童の有無の調査と情報収集 ・幼・保等との情報交換、小・中特別支援学級担任連絡会 ・巡回就学相談結果等の情報収集、保護者との面接 ○第3回校内教育支援委員会 ・翌年度特別な支援を必要とする幼児児童についての情報交換	7月 8月 9月
○就学時健康診断 ・障害のある子供の把握 ○就学先決定に向けた資料作成 ・諸調査、検査結果、学習の状況、保護者の意見、専門機関による心理判定・医学的診断結果等 ・県総合教育センター、教育事務所の活用 ○第4回校内教育支援委員会 ○学びの場についての教育相談 ・結果を受けて保護者と相談を行う。	10月
○学びの場についての相談の継続 ・市町村教育委員会の決定を受けて保護者との合意形成を図る。 ○学びの場についての相談の経過に関する情報交換	11月 12月 1月
○就学相談 （・県教育委員会の助言を受けて保護者との合意形成を図る。） ○第5回校内教育支援委員会 ・翌年度の特別支援学級、通級による指導の運営等について ・翌年度通常の学級に在籍する予定の障害のある幼児児童生徒（発達障害者・視覚障害者等を含む）の実態把握 ○保護者との懇談 ・特別な支援を必要とする児童生徒の保護者に理解と協力を求める	2月 3月

Ⅳ 就学相談・支援に係る機関等の手続きの流れとその事務

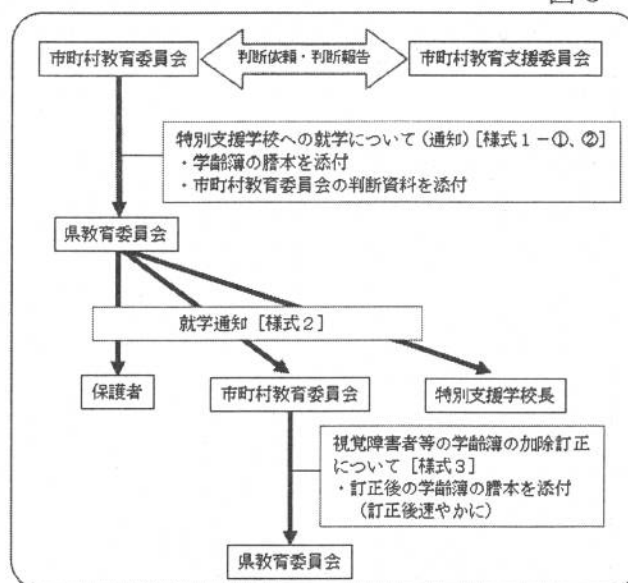
(この章では、学校教育法施行令を「令」と表記します。)

1 県立特別支援学校の小・中学部 1 年に新しく就学する場合

図 5

- (1) 市町村教育委員会は、県立特別支援学校に就学させることが適当であると判断した者について、12 月 15 日頃までに、学齢簿の謄本と判断資料を添えて、[様式 1-①] (新小 1) [様式 1-②] (新中 1) で県教育委員会へ通知する。(令第 11 条第 1 項、第 2 項、令第 11 条の 2)

※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。(令第 18 条の 2)



- (2) 県教育委員会は、入学期日と就学する学校を、1 月 31 日までに [様式 2] で、保護者、市町村教育委員会及び特別支援学校長へ通知する。(令第 14 条第 1 項、第 2 項、令第 15 条第 1 項、第 2 項)
- (3) 市町村教育委員会は、学齢簿を就学後に加除訂正し、速やかに、訂正後の学齢簿の謄本を添えて [様式 3] で県教育委員会へ通知する。(令第 13 条)

[様式 1-①]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会 印

特別支援学校への就学について (通知)

下記の幼児は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し、かつ、県立特別支援学校へ就学させることが適当であると判断したので、同令第 11 条第 1 項、第 2 項の規定により、学齢簿の謄本を添え氏名等を通知します。

記

障害の種別 (視・聴・知・肢・病)

番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	性別	学年	住 所	保護者 氏 名	事由 (障害の状態等)

[様式 1-②]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会 印

特別支援学校への就学について (通知)

下記の児童は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し、かつ、県立特別支援学校へ就学させることが適当であると判断したので、同令第 11 条の 2 の規定により、学齢簿の謄本を添え氏名等を通知します。

記

障害の種別 (視・聴・知・肢・病)

番号	氏 名 (生年月日)	性別	在 学 校 名	学 年	住 所	保護者 氏 名	事 由 (障害の状況等)

[様式 2]

年度 No.
年 月 日

就 学 通 知

保 護 者
(市町村) 教育委員会教育長 殿
県 立 特 別 支 援 学 校 長

富山県教育委員会 印

下記のとおり就学通知します。

記

児童生徒	氏 名 等	性別 (男・女)		
		年 月 日生	保護者との関係	
	現 住 所			
保護者	氏 名			
	現 住 所			
就 学 す る 学 校		富 山 県 立 学 校		
就学すべき学部・学年 ・ 障 害 種 別		学 部 第 学 年 障害種別 (視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱)		
入 学 期 日		平 成 年 月 日		

[様式 3]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会 印

視覚障害者等の学齢簿の加除訂正について (通知)

下記の者について、学齢簿の原本を加除訂正したので、学校教育法施行令第 13 条の規定により学齢簿の謄本を添え、氏名等を通知します。

記

番号	氏 名	生 年 月 日	性 別

※ 県教育委員会へ助言を依頼する場合（本人や保護者と市町村教育委員会の間で、合意形成に至らず、本人・保護者も県教育委員会からの助言を受ける要望があること。）

- (1) 市町村教育委員会は、幼児児童生徒の就学について助言を依頼する場合は、[依頼様式]で、県教育委員会に依頼する。
- (2) 県教育委員会は、依頼があったことについて協議し、場合によっては県教育支援委員会に助言を求める。
- (3) 県教育委員会は、依頼があった市町村教育委員会に助言する。

[依頼様式]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会 印

障害のある幼児児童生徒の就学について（依頼）

下記の者について、判断資料を提出し、県教育委員会による助言を依頼します。

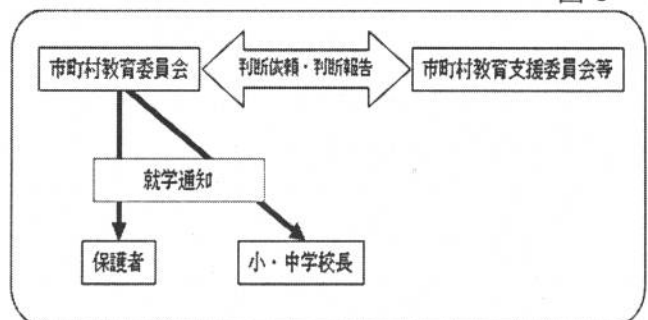
記

番号	ふりがな氏名	保護者氏名	依頼事項

2 視覚障害者等が小・中学校の1年に新しく就学する場合

図 6

市町村教育委員会は、入学期日と就学する学校を、1月31日までに「市町村教育委員会で定める様式」で保護者及び小・中学校長へ通知する。（令第5条第1項、第2項、令第7条）

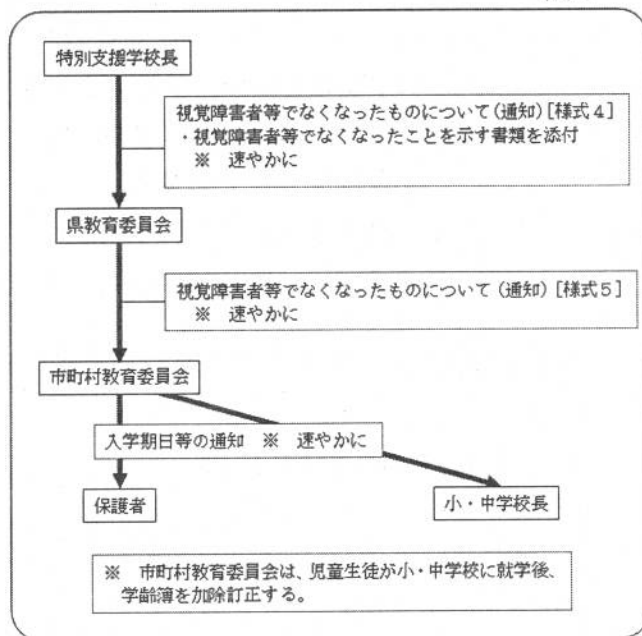


※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。（令第18条の2）
また、市町村教育委員会は、当該児童生徒が視覚障害者等である旨を学校長に伝える必要があります。

3 特別支援学校に在学する児童生徒が、視覚障害者等でなくなった場合

図 7

- (1) 特別支援学校長は、視覚障害者等でなくなったものがある旨を、速やかに〔様式 4〕に視覚障害者等でなくなったことを示す書類を添付し、県教育委員会へ通知する。（令第 6 条の 2 第 1 項）
- (2) 県教育委員会は、その旨を、速やかに〔様式 5〕で市町村教育委員会へ通知する。（令第 6 条の 2 第 2 項）
- (3) 市町村教育委員会は、転学期日と就学する学校を、速やかに〔市町村教育委員会が定める様式〕で、保護者及び小・中学校長に通知する。（令第 6 条第 2 項で準用する令第 5 条第 1 項、第 2 項、令第 7 条）
- (4) 市町村教育委員会は児童生徒が小・中学校に就学後、学齢簿を加除訂正する。（令第 3 条）



〔様式 4〕

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

特別支援学校長

印

視覚障害者等でなくなったものについて（通知）

下記の児童生徒は、視覚障害者等でなくなったので、学校教育法施行令第 6 条の 2 第 1 項の規定により、氏名等を通知します。

記

ふりがな（学部・学年）	（学部 第 学年）
生 年 月 日	年 月 日生 性別（ ）
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

[様式 5]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会 印

視覚障害者等でなくなったものについて (通知)

下記の児童生徒は、視覚障害者等でなくなったので、学校教育法施行令第6条の2第2項の規定により、氏名等を通知します。

記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
在 学 し て い た 学 校 ・ 学 年	学 校 学 部 第 学 年
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

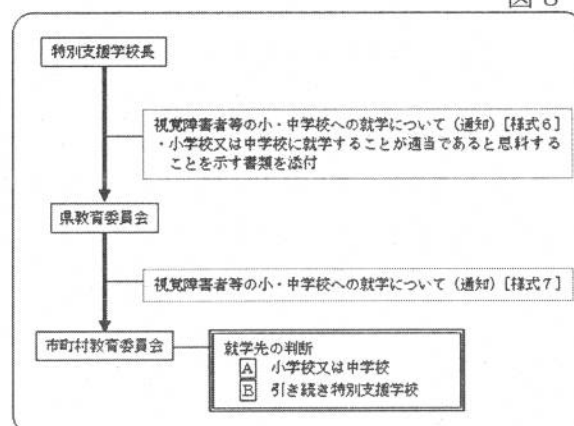
4 特別支援学校に在学する児童生徒が、障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により小・中学校に就学することが適当であると思料される場合

図 8

- (1) 県立特別支援学校長は、小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する旨を速やかに、[様式6]で県教育委員会へ通知する。(令第6条の3第1項)

※事前に県教育委員会と協議をする。

- (2) 県教育委員会は、その旨を速やかに、[様式7]で市町村教育委員会へ通知する。(令第6条の3第2項)



[様式 6]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

特別支援学校長 印

視覚障害者等の小・中学校への就学について (通知)

下記の児童生徒は、小(中)学校へ就学することが適当であると思料しますので、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏 名 (学 部 ・ 学 年)	(学 部 年)
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	※ 別途資料を添付すること

〔別添資料〕（例）

富山県立〇〇支援学校

小・中学校へ就学することが適当であると思料するに至った経緯

- 1 氏名・学年 ○○ ○○ ○学部○年
2 教育相談の記録
※時系列で記載
※本人・保護者の希望を必ず明記する。
3 校内教育支援委員会等の記録
※別添可
4 児童生徒の実態について

	入学当初	現在	必要な支援
障害の状態 ＜諸検査等＞			
身辺処理			
コミュニケーション (対人関係など)			
学習			
行動			

- 5 その他
※特記することがあれば、記載する。

[様式 7]

第 年 月 号 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会 印

視覚障害者等の小・中学校への就学について（通知）

下記の児童生徒は、小（中）学校へ就学することが適当であると思料する旨の通知があったので、学校教育法施行令第6条の3第2項の規定により、下記のとおり通知します。

信記

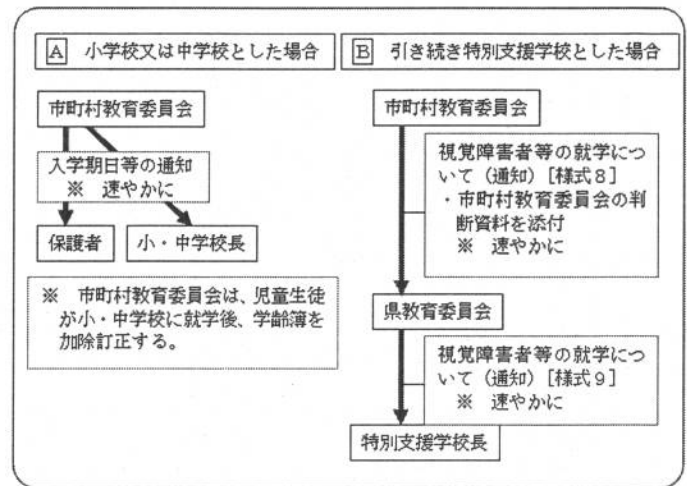
ふりがな 氏 名 (学 部 ・ 学 年)	(学 部 年)
生 年 月 日	年 月 日 生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。（令第18条の2）

A 市町村教育委員会が小学校又は中学校に就学することが適当であると判断した場合

図 9

- (1) 市町村教育委員会は、入学期日と就学する小・中学校を、速やかに、保護者及び就学先の小・中学校長へ〔市町村教育委員会で定める様式〕で通知する。(令第6条第3項で準用する令第5条第1項、第2項、令第7条)
- (2) 市町村教育委員会は、児童生徒が小・中学校に就学後、学齢簿を加除訂正する。(令第3条)



B 市町村教育委員会が特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると判断した場合

- (1) 市町村教育委員会は、県立特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると判断した旨を、速やかに〔様式8〕に市町村教育委員会の判断資料を添付し、県教育委員会へ通知する。(令第6条の3第3項)
- (2) 県教育委員会は、その旨を、速やかに〔様式9〕で県立特別支援学校長へ通知する。(令第6条の3第4項)

〔様式8〕

富山県教育委員会教育長 殿

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会 印

視覚障害者等の就学について (通知)

下記の児童生徒は、県立特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると判断したので、学校教育法施行令第6条の3第3項の規定により、氏名等を通知します。

記

ふりがな 氏 名 (学 部 ・ 学 年)	(学 部 年)
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

[様式 9]

第 号
年 月 日

特別支援学校長 殿

富山県教育委員会 印

視覚障害者等の就学について（通知）

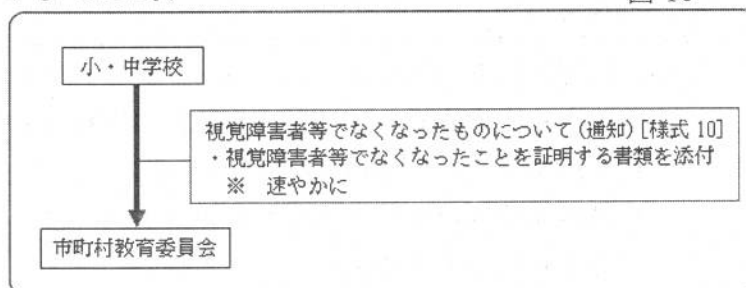
下記の児童生徒は、特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると判断した旨の通知を受けたので、学校教育法施行令第6条の3第4項により、氏名等を通知します。

記

ふりがな 氏 名（学部・学年）	（ 学部 年）
生 年 月 日	年 月 日生 性別（ ）
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

5 視覚障害者等で小・中学校に在学する児童生徒が、視覚障害者等でなくなった場合（令22条の3に該当しなくなった時） 図 10

小・中学校長は、視覚障害者等でなくなった旨を、速やかに、
[様式10]に、視覚障害者等でなくなったことを示す書類を添付し、市町村教育委員会へ通知する。（令第6条の4）



[様式 10]

第 号
年 月 日

（市町村）教育委員会教育長 殿

（小・中）学校長 印

視覚障害者等でなくなったものについて（通知）

下記の児童生徒は、視覚障害者等でなくなったので、学校教育法施行令第6条の4の規定により、氏名等を通知します。

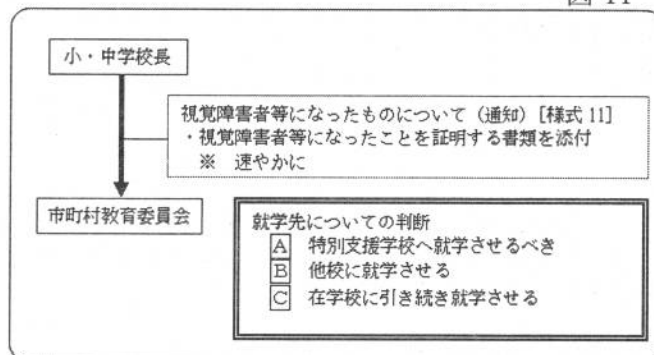
記

ふりがな 氏 名（学年）	（第 学年）
生 年 月 日	年 月 日生 性別（ ）
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

6 小・中学校に在学する児童生徒が、視覚障害者等になった場合（令第22条の3に該当した時）

図 11

小・中学校長は、視覚障害者等になったものがある旨を速やかに〔様式11〕で市町村教育委員会へ通知する。
（令第12条第1項）



〔様式11〕

（市町村）教育委員会教育長 殿

第 号
年 月 日

（小・中）学校長

印

視覚障害者等になったものについて（通知）

下記の児童生徒は、視覚障害者等になったので、学校教育法施行令第12条第1項により、氏名等を通知します。

記

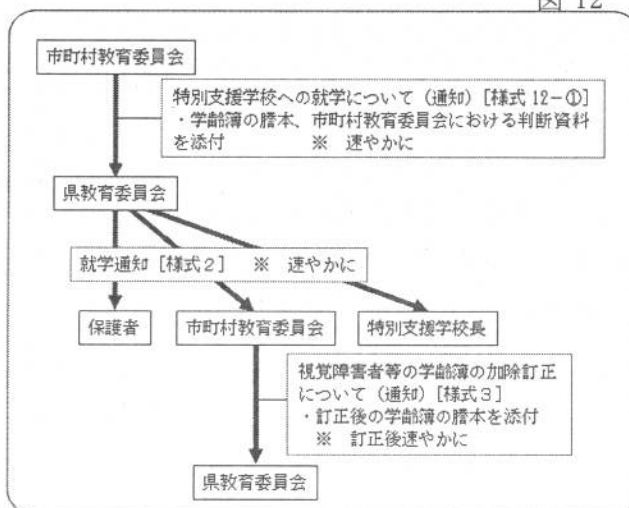
氏 名 （学 年）	（第 学年）
生 年 月 日	年 月 日生 性別（ ）
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。（令第18条の2）

A 市町村教育委員会が特別支援学校へ就学させることが適当であると判断した場合

図 12

- 市町村教育委員会は、速やかに、〔様式12-①〕に学齢簿の謄本と判断資料を添えて、県教育委員会へ通知する。（令第12条第2項で準用する令第11条第1項、第2項）
- 通知を受けた県教育委員会は、速やかに、〔様式2〕で、保護者、市町村教育委員会及び県立特別支援学校長へ通知する。（令第14条第1項、第2項、令第15条第1項、第2項）
- 市町村教育委員会は、学齢簿を就学後



に加除訂正し、速やかに、訂正後の学齢簿の謄本を添えて、[様式 3] で県教育委員会へ通知する。(令第 13 条)

[様式 12-①]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会 印

特別支援学校への就学について (通知)

下記の児童生徒は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し、かつ、県立特別支援学校へ就学させることが適当と判断したので、同令第 12 条第 2 項の規定により、学齢簿の謄本を添え氏名等を通知します。

記

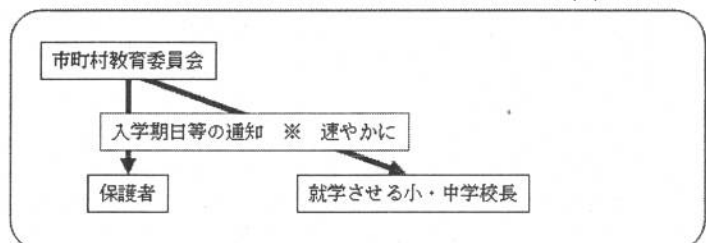
障害の種別 (視・聴・知・肢・病)

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
在 学 し て い る 学 校 ・ 学 年	学 校 第 学 年
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由 (障 害 の 状 況 等)	

B 市町村教育委員会が他の小・中学校に就学させる場合

図 13

- (1) 市町村教育委員会は、入学期日と就学する学校を、速やかに、[市町村教育委員会の定める様式]で、保護者及び就学する小・中学校長へ通知する。(令第 6 条第 2 項で準用する令第 5 条第 1 項、第 2 項、令第 7 条)

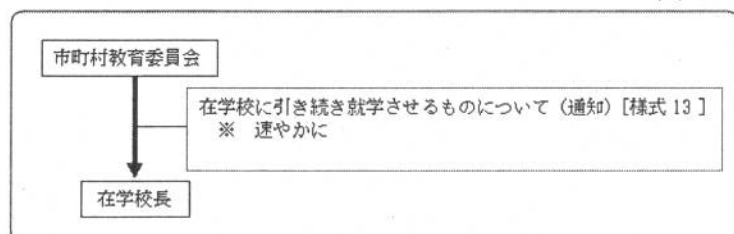


- (2) 市町村教育委員会は、他の小・中学校に就学後、学齢簿を加除訂正する。(令第 3 条)

C 市町村教育委員会が在学期に引き続き就学させる場合

図 14

市町村教育委員会は、引き続き就学させる旨を、速やかに、[様式 13] で在学期長へ通知する。(令第 12 条第 3 項)



[様式 13]

第 号
年 月 日

(小・中) 学校長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

在学校に引き続き就学させるものについて (通知)

下記の児童生徒は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し、(校 名) に引き続き就学させるべき者と判断したので、同令第 12 条第 3 項の規定により、氏名等を通知します。

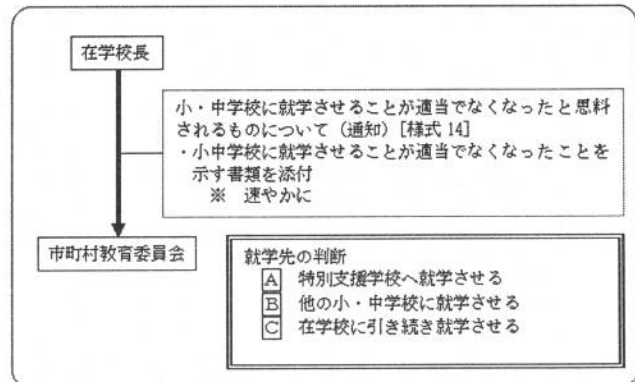
記

氏 名 (学 年)	(第 学年)
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

7 視覚障害者等で小・中学校に在学する児童生徒が、障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料される場合

図 15

小・中学校長は、小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料するものがある旨を、速やかに [様式 14] に証明する書類を添えて、市町村教育委員会へ通知する。(令第 12 条の 2 第 1 項)



[様式 14]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(小・中) 学校長 印

小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料されるものについて (通知)

下記の児童・生徒は、小 (中) 学校に就学させることが適当でなくなったと思料しますので、同令第 12 条の 2 第 1 項の規定により、氏名等を通知します。

記

氏 名 (学 年)	(第 学年)
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。(令第18条の2)

A 市町村教育委員会が特別支援学校へ就学させるべきと判断した場合

6のAを準用する。市町村教育委員会は[様式12-②]で県教育委員会に通知する。

[様式12-②]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会 印

特別支援学校への就学について (通知)

下記の児童生徒は、学校教育法施行令第22条の3に該当し、かつ、県立特別支援学校へ就学させることが適当と判断したので、同令第12条の2第2項の規定により、学齢簿の謄本を添え氏名等を通知します。

記

障害の種別 (視・聴・知・肢・病)

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
在 籍 し て い る 学 校 ・ 学 年	学 校 第 学 年
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由 (障 害 の 状 況 等)	

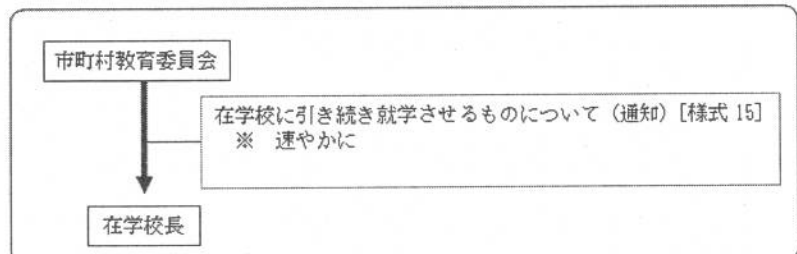
B 市町村教育委員会が他の小・中学校に就学させる場合

6のBを準用する。

C 市町村教育委員会が在学期に引き続き就学させる場合

図 16

市町村教育委員会は、引き続き就学させる旨を、速やかに[様式15]で、在学期長へ通知する。(令第12条の2第3項)



[様式 15]

第 号
年 月 日

(小・中) 学校長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

在学校に引き続き就学させるものについて (通知)

下記の児童生徒は、(校 名) に引き続き就学させるべき者と判断したので、学校教育法施行令第 12 条の 2 第 3 項により、氏名等を通知します。

記

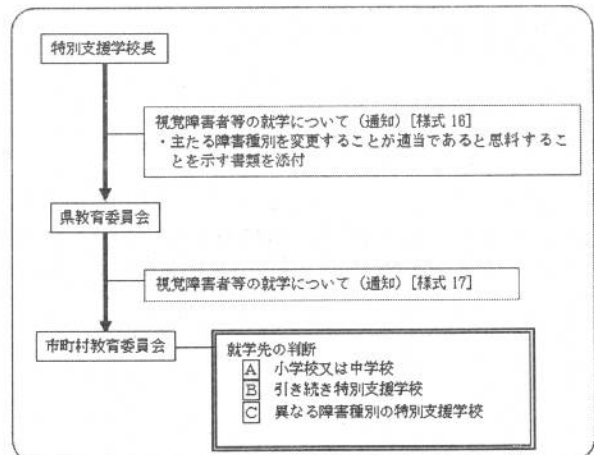
ふりがな 氏 名 (学 年)	(第 学年)
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

8 特別支援学校に在学する児童生徒が、新たな障害や障害の状態の変化により、主たる障害種別を変更することが適当であると思料される場合

図 17

(1) 特別支援学校長は、新たな障害や障害の状態の変化により、主たる障害種別を変更することが適当であると思料する旨を、速やかに [様式 16] で県教育委員会へ通知する。

(2) 県教育委員会は、その旨を、速やかに、[様式 17] で市町村教育委員会へ通知する。



[様式 16]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

特別支援学校長 印

視覚障害者等の就学について (通知)

下記の児童生徒は、(障害種別) から (障害種別) へ、主たる障害種別を変更することが適当であると思料しますので、下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏 名 (学 部 ・ 学 年)	(学 部 年)
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由 (障 害 の 状 態 等)	

[別添資料] (例)

富山県立〇〇支援学校

主たる障害種別を変更することが適当であると思料するに至った経緯

- 1 氏名・学年 〇〇 〇〇 〇学部〇年
- 2 教育相談の記録
※時系列で記載
※本人・保護者の希望を必ず明記する。
- 3 校内教育支援委員会等の記録
※別添可
- 4 児童生徒の実態について

	入学当初	現在	必要な支援
障害の状態 ＜諸検査等＞			
身辺処理			
コミュニケーション (対人関係など)			
学習			
行動			

- 5 その他
※特記することがあれば、記載する。

[様式 17]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会 印

視覚障害者等の就学について (通知)

下記の児童生徒は、(障害種別) から (障害種別) へ主たる障害種別を変更することが適当であると思料する旨の通知があったので、下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏 名 (学 部 ・ 学 年)	(学 部 年)
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由 (障 害 の 状 態 等)	

A 市町村教育委員会が小学校又は中学校に学校へ就学させることが適当と判断した場合

4 の A を準用する。

B 市町村教育委員会が在学する特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると判断した場合

4 の B を準用する。

C 市町村教育委員会が異なる障害種別の特別支援学校に就学させることが適当であると判断した場合

- (1) 市町村教育委員会は、速やかに、[様式 12-③] に学齢簿の謄本と判断資料を添えて、県教育委員会へ通知する。
- (2) 通知を受けた県教育委員会は、速やかに、[様式 2] で、保護者、市町村教育委員会及び県立特別支援学校長へ通知する。(令第 14 条第 1 項、第 2 項、令第 15 条第 1 項、第 2 項)
- (3) 市町村教育委員会は、学齢簿を就学後に加除訂正し、速やかに、訂正後の学齢簿の謄本を添えて、[様式 3] で県教育委員会へ通知する。(令第 13 条)

[様式 12-③]		第 号 年 月 日
富山県教育委員会教育長 殿		(市町村) 教育委員会 印
特別支援学校への就学について (通知)		
下記の児童生徒は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し、かつ、特別支援学校へ就学させることが適当と判断したので、学齢簿の謄本を添え氏名等を通知します。		
記		
障害の種別 (視・聴・知・肢・病)		
氏 名 ふ り が な		
生 年 月 日	年 月 日 生 性別 ()	
在 学 し て い る 学 校 ・ 学 年	学 校 第 学 年	
住 所		
保 護 者 氏 名		
保 護 者 住 所		
事 由 (障 害 の 状 況 等)		

9 特別支援学校から他の県立特別支援学校へ転学する場合

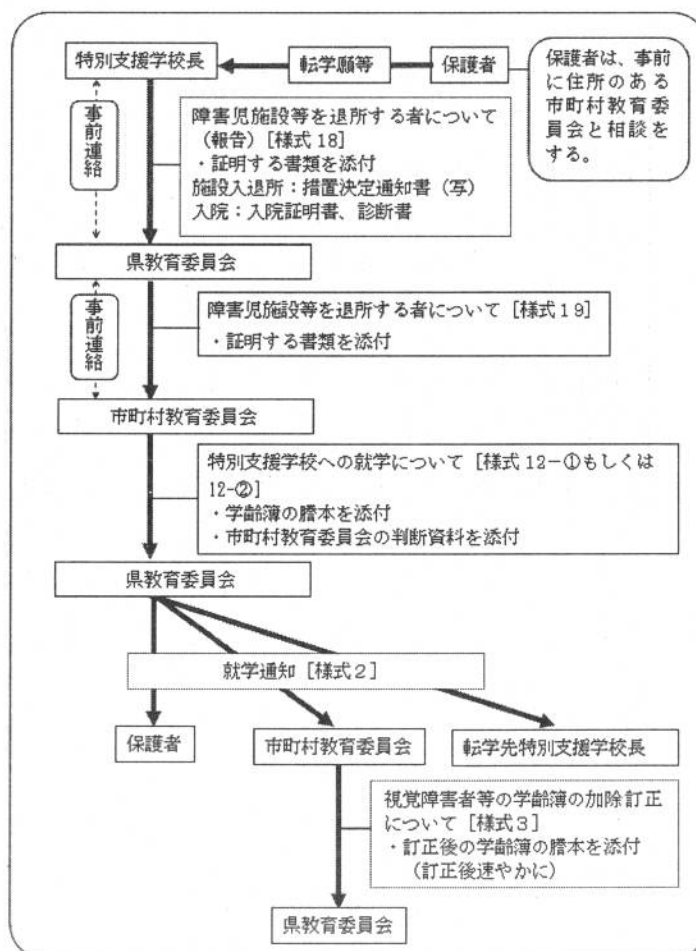
※ 転学する場合は、以下の①～④の通り事前の連絡を行う。

- ① 特別支援学校長は、転学する児童生徒があるときは、速やかに県教育委員会へ事前連絡する。また、転学先については市町村教育委員会と相談するように保護者に伝える。
- ② 県教育委員会は、その旨を速やかに市町村教育委員会へ事前連絡する。
- ③ 市町村教育委員会は、本人・保護者の意向を確認し、専門家の意見を聴取し、特別支援学校への就学か、小・中学校への就学かを総合的に判断する。その結果を、県教育委員会に事前連絡する。
- ④ 県教育委員会は、その旨を特別支援学校長（在学校、転出先）へ事前連絡する。

A 障害児施設の退所（措置及び契約）に伴う場合

図 18

- (1) 特別支援学校長は、障害児施設を退所する児童生徒があるときは、速やかに、措置解除の場合は児童相談所の措置決定（変更）通知書（写）、契約解除の場合は入退所報告書（写）（※県教育委員会が厚生部より受領）、医療型障害児施設の場合は医師の診断書（写）も併せて添付し、[様式 18] で、県教育委員会へ報告する。
- (2) 県教育委員会は、その旨を、速やかに [様式 19] で、市町村教育委員会へ通知する。
- (3) 市町村教育委員会が、特別支援学校に就学させることが適当であると判断した場合は、市町村教育委員会は、速やかに、特別支援学校への就学について [様式 12-①もしくは 12-②] に判断資料を添えて、県教育委員会へ通知する。



- (4) 県教育委員会は、その旨を、[様式 2] で、転学先の学校、居住地の市町村教育委員会及び保護者に通知する。
- (5) 市町村教育委員会は、学齢簿を転学後に加除訂正し、速やかに、[様式 3] に訂正後の学齢簿の謄本を添えて県教育委員会へ通知する。

[様式 18]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

特別支援学校長



障害児施設等を退所する者について（報告）

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

児童生徒	氏 ふ り が な 名	性別（ ）		
		年 月 日生	保護者との関係	
	現 住 所			
保護者	氏 名			
	現 住 所			
在 学 し て い る 学 校		学校	学部 第	学年
退 所 す る 施 設				
退 所 す る 期 日		年 月 日		

[様式 19]

第 号
年 月 日

（市町村）教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会教育長

障害児施設等を退所する者について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

児童生徒	氏 ふ り が な 名	性別（ ）		
		年 月 日生	保護者との関係	
	現 住 所			
保護者	氏 名			
	現 住 所			
在 学 し て い る 学 校		学校	学部 第	学年
退 所 す る 施 設				
退 所 す る 期 日		年 月 日		

B 富山病院の退院に伴う場合

- (1) 特別支援学校長は、富山病院を退院する児童生徒があるときは、速やかに、[様式 18] に、医師の診断書（写）及び入院証明書（写）を添えて、県教育委員会へ報告する。
- (2) 県教育委員会は、その旨を、[様式 19] に、医師の診断書（写）及び入院証明書（写）を添えて、市町村教育委員会へ報告する。

※ 以下、**A**の場合と同じ。

10 視覚障害者等である児童生徒が転居した場合

- (1) 市町村の教育委員会は、住所地の変更により学齢簿に新たに記載された児童生徒のうち特別支援学校に就学することが適当と判断したものについて、速やかに、[様式 12-④] に学齢簿の謄本を添えて、県教育委員会へ通知する。(令第 11 条、令第 11 条の 3)

※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。(令第 18 条の 2)

- (2) 県教育委員会は、入学期日と就学する学校を、速やかに[様式 2]で、保護者、市町村教育委員会及び特別支援学校長へ通知する。(令第 14 条第 1 項、第 2 項、令第 15 条第 1 項、第 2 項)
- (3) 市町村教育委員会は、学齢簿を就学後に加除訂正し、速やかに[様式 3]に訂正後の学齢簿の謄本を添えて県教育委員会へ通知する。(令第 13 条)

[様式 12-④]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会 印

特別支援学校への就学について (通知)

下記の児童生徒は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し、かつ、県立特別支援学校へ就学させることが適当と判断したので、同令第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により、学齢簿の謄本を添え氏名等を通知します。

記

障害の種別 (視・聴・知・肢・病)

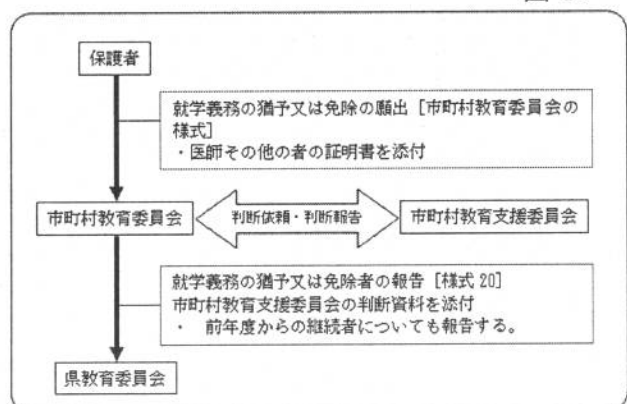
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
在 学 し て い る 学 校 ・ 学 年	学 校 第 学 年
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由 (障 害 の 状 況 等)	

11 就学義務を猶予又は免除する場合

図 19

- (1) 保護者は、病弱、発育不全その他やむを得ない事由があるときは、就学義務の猶予又は免除を、当該市町村教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等を添えて、市町村教育委員会に願い出る。
(学校教育法施行規則第 34 条)

- (2) 市町村教育委員会は市町村教育支援委員会の意見を聞き、就学義務を猶予又は免除する場合には、[様式 20] に教育支援



委員会の判断資料を添えて県教育委員会へ報告する。

※ 前年度からの継続者についても報告する。

[様式 20]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会

就学義務の猶予又は免除者の報告

就学義務の猶予又は免除の願い出により適当と認めた者について下記のとおり報告します。

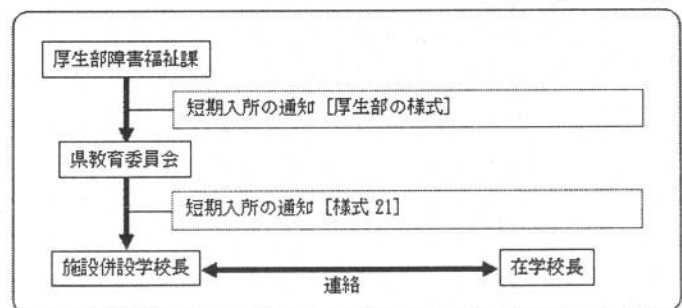
記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生 性別 ()
在 学 し て い る 学 校 ・ 学 年	立 学校 第 学年
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
猶 予 ・ 免 除 の 理 由	
猶 予 ・ 免 除 の 期 間	年 月 日 より 年 月 日まで

12 「短期入所」「日中一時支援事業」に伴う教育参加の場合

図 20

- (1) 県教育委員会が 厚生部（障害福祉課）より福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関に短期入所をする旨の通知文書を受け取る。
- (2) 県立学校課長は、施設併設校の校長へその旨を「様式 21」で通知する。



- ※ 1 教育参加の希望がある場合は、施設併設校の校長は、在学校の校長と事前の協議をしたうえで、可能な範囲で教育活動に参加させる。在籍校はその期間を出席扱いとする。
- ※ 2 費用は全て保護者の負担とする。
- ※ 3 児童生徒に対する責任の所在については、在 school 及び施設との協議により明らかにしておく。

[様式 21]

年度No.
年 月 日

施設併設学校長 殿

富山県教育委員会県立学校課長

児童生徒の短期入所について（通知）

下記の児童生徒に対して、別添写しのとおり短期入所を決定した旨の連絡があったので通知します。

記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 性別（ ）
在 学 し て い る 学 校 ・ 学 年	立 学校 第 学年
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
利 用 （ 保 護 ） 施 設 名	
教 育 参 加 の 希 望	
教 育 参 加 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

13 県外の特別支援学校へ区域外就学する場合

図 21

※ 県教育委員会と他都道府県教育委員会が確認しながら進める。

(1) 保護者は、区域外就学許可申請書[就学先特別支援学校の設置者が定める様式]を、住所の存する市町村教育委員会へ提出する。(令第17条)

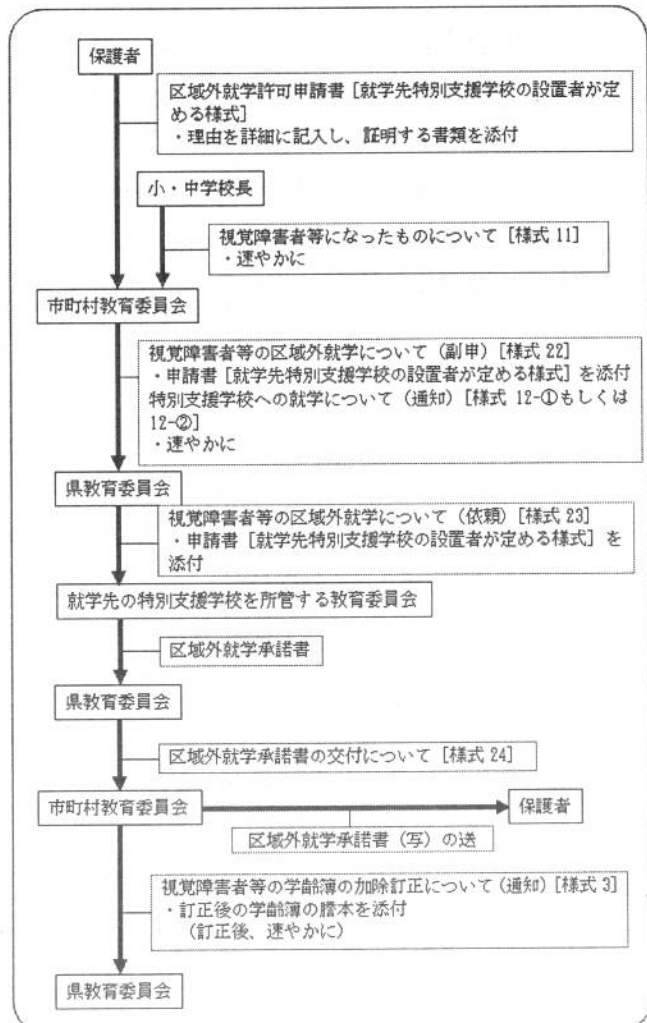
① 区域外就学の理由を詳細に記入。

② 児童生徒の障害の程度を証明する書類を添付。

(2) 小・中学校長は、速やかに、[様式11]で視覚障害者等になった者がある旨を市町村教育委員会へ通知する。(令第12条第1項)

(以前より視覚障害者等であった場合は不要。)

(3) 市町村教育委員会は、速やかに、区域外就学許可申請書[就学先特別支援学校の設置者が定める様式]及び視覚障害者等の区域外就学について(副申)[様式22]を県教育委員会へ提出するとともに、速やかに特別支援学校への



就学について〔様式 12-①もしくは 12-②〕で県教育委員会へ通知する。

- (4) 県教育委員会は、視覚障害者等の区域外就学について〔様式 23〕に区域外就学許可申請書〔就学先特別支援学校の設置者が定める様式〕を添えて、就学先の特別支援学校の設置者へ依頼する。
- (5) 県教育委員会は、就学先の特別支援学校の設置者の区域外就学承諾書を、区域外就学承諾書の交付について〔様式 24〕で市町村教育委員会に送付する。
- (6) 市町村教育委員会は、保護者に区域外就学承諾書の写しを送付する。また、送付した視覚障害者等の学齢簿の謄本に係る原本を加除訂正し、訂正後の学齢簿の謄本を添えて、速やかに、〔様式 3〕で県教育委員会へ通知する。

〔就学先特別支援学校の設置者が定める様式〕(例)

年 月 日

就学先の特別支援学校を所管する教育委員会教育長 殿
(または、当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者)

保護者住所
氏名 印

区域外就学許可申請書

下記の児童生徒を区域外就学させたいので許可を願いたく申請いたします。

記

障害の種別 (視・聴・知・肢・病)

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
在 学 し て い る 学 校 ・ 学 年	立 学校 第 学年
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
就 学 希 望 先	学校 学部 第 学年
希 望 転 学 年 月 日	年 月 日
区 域 外 就 学 の 理 由	

〔様式 22〕

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

視覚障害者等の区域外就学について (副申)

このことについて、下記の児童生徒が区域外就学を希望していますので、よろしく取り計らいの程お願いいたします。

記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 性別 ()
在 学 し て い る 学 校 ・ 学 年	立 学校 第 学年
住 所	
保 護 者 氏 名	
就 学 希 望 先	学校 学部 第 学年

[様式 23]

第 号
年 月 日

就学先の特別支援学校を所管する教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会教育長 印

視覚障害者等の区域外就学について（依頼）

このことについて、下記の者が〇〇〇立〇〇〇〇学校への区域外就学を希望していますので、別添「区域外就学許可申請書」を付し、依頼いたします。

記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 性別（ ）
住 所	
保 護 者 氏 名	

[様式 24]

事務連絡
年 月 日

（市町村）教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会県立学校課長

区域外就学承諾書の交付について

さきに申請のあった貴管内の児童（生徒）の区域外就学について、（就学先の特別支援学校を所管する）教育委員会より別添のとおり承諾書が送付されましたので、保護者に交付ください。

14 県外への区域外就学が終了した場合（視覚障害者等について）

- 区域外の小・中学校又は特別支援学校に在学している児童生徒が、全課程を修了する前に退学したときは、校長は、その旨を速やかに、[様式 25] で当該学齢児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知する。（令第 10 条、令第 18 条）

※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。（令第 18 条の 2）

- 市町村の教育委員会は、区域外就学が終了した児童生徒について、特別支援学校に就学することが適当と判断したときは、速やかに、[様式 12-③] に学齢簿の謄本を添えて、県教育委員会へ通知する。（令第 11 条、令第 11 条の 3）
- 通知を受けた県教育委員会は、速やかに、[様式 2] で、保護者、市町村教育委員会及び特別支援学校長へ就学を通知する。（令第 14 条第 1 項、第 2 項、令第 15 条第 1 項、第 2 項）
- 市町村教育委員会は、学齢簿を就学後に加除訂正し、速やかに [様式 3] に訂正後の学齢簿の謄本を添えて県教育委員会へ通知する。（令第 13 条）

[様式 25]

第 号
年 月 日

市町村教育委員会教育長 殿

小（中、特別支援）学校長 印

小（中、特別支援）学校の退学について（通知）

下記の児童生徒は、本校の全課程を修了する前に退学したので、氏名等を通知します。

記

氏 ふ り が な 名	
生 年 月 日	年 月 日生 性別（ ）
在 学 し て い た 学 校 ・ 学 年	学 校 第 学 年
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
退 学 の 年 月 日	
事 由 （ 障 害 の 状 況 等 ）	

※ 高岡市立こまどり支援学校へ就学するときの手続きは高岡市教育委員会へ、富山大学人間発達科学部附属特別支援学校へ就学するときの手続きは、学校に問い合わせして下さい。

V 特別支援学級の開級（閉級）・通級指導教室の開設（閉鎖）に関する事務手続き

来年度の開級・開設に向け、小・中学校長は早めに、開級・開設の希望と対象児の情報を市町村教育委員会へ伝えます。

事前資料の提出は、通級指導教室の開設については10月中旬、特別支援学級の開級については12月上旬までに、県教育委員会に行います。

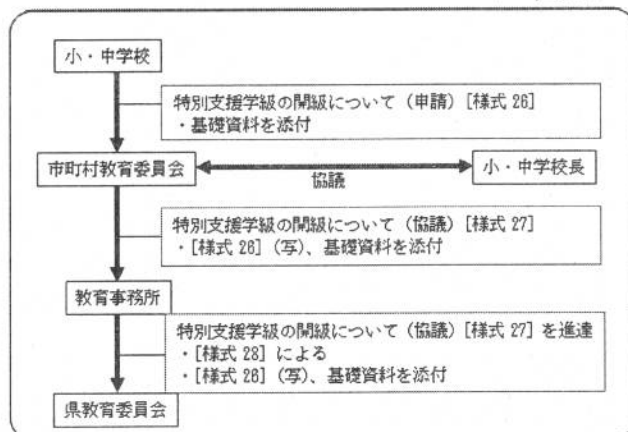
図 22

1 特別支援学級を開級する場合

- (1) 小・中学校長は、特別支援学級開級に係る基礎資料を添えて、[様式 26] で市町村教育委員会教育長へ申請する。

○別添基礎資料

- ① 対象児童生徒
- ② 特別支援学級配置予定図
- ③ 特別支援学級開級予定教室平面図
- ④ 特別支援学級開級備品整備計画



- (2) 市町村教育委員会教育長は、当該小・中学校長と協議の上、設置が必要と判断するときは、[様式 26] の写し及び基礎資料を添えて、[様式 27] を教育事務所長へ提出する。

- (3) 教育事務所長は、[様式 26]（写）に基礎資料を添えて、[様式 28] により [様式 27] を県教育委員会教育長へ進達する。

[様式 26]

第 年 月 日

（市町村）教育委員会教育長 殿

（市町村）立 学校
校長

印

特別支援学級の開級について（申請）

このことについて、年度より別添の特別支援学級開級に係る基礎資料のとおり（障害種別）特別支援学級の開級を申請します。

<別添基礎資料>

年 月 日

特別支援学級開級に係る基礎資料

（市町村）立 学校
校長

印

① 対象児童生徒

学年	氏 名	性別	保護者名	住 所

（実態は別紙）

② 特別支援学級配置予定図（学校校舎平面図）

③ 特別支援学級開級予定教室平面図

④ 特別支援学級開級備品整備計画

支出予定額 ￥

開級基準設備品（内訳）

品 目	数 量	購入品目	数	金 額

(別紙) 当該児童生徒の実態							
No.	ふりがな 児童生徒名 (性別)	学 年	障害の状態 (個別の諸検査)	学習状況	行動特性	身体状況	家庭状況 保護者の意見

※ 個別の諸検査は、保護者の了解を得て実施すること。

[様式 27]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 [印]

特別支援学級の開級について (協議)

このことについて、下記のとおり特別支援学級の開級を協議します。

記

- 1 申請事項 (障害種別) 特別支援学級 1 教室
- 2 開級場所 立 学校
- 3 開級年月日 年 月 日
- 4 開級理由 立 学校に、学校教育法第 81 条に基づき「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号) に示された特別支援学級において教育を受けることが適当である児童生徒がいる。
- 5 添付書類 「特別支援学級開級に係る基礎資料」
 - (1) 対象児童生徒…実態は別紙
 - (2) 特別支援学級配置予定図
 - (3) 特別支援学級開級予定教室平面図
 - (4) 特別支援学級開級備品整備計画

[様式 28]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

〇〇教育事務所長 [印]

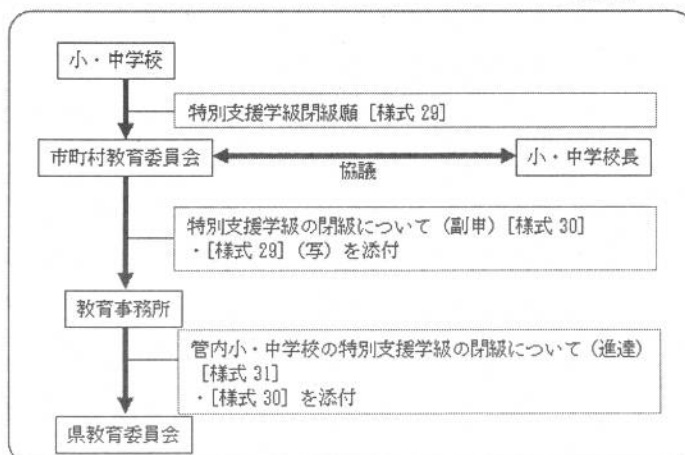
立 学校 (障害種別) 特別支援学級の開級について (進達)

このことについて、(市町村) 教育委員会から、別紙のとおり協議がありました。

2 特別支援学級を開級する場合

図 23

- (1) 特別支援学級設置校の校長は、市町村教育委員会教育長へ [様式 29] を提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、校長と協議の上、閉級がやむをえないときは、[様式 29] の写しを添えて、[様式 30] を教育事務所へ提出する。
- (3) 教育事務所長は、特別支援学級閉級の副申があった旨を [様式 31] で県教育委員会教育長へ進達する。



[様式 29]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長 印

特別支援学級閉級願

このことについて、当該学級の設置が困難になりましたので、閉級を許可下さるようお願いいたします。

記

- 1 閉級予定年度 年度から当分の間
 - 2 現在在籍者数 (障害種別) 特別支援学級 学年 名、 学年 名
 - 3 閉級の事由
 - 4 検討の経緯 別添の校内教育支援委員会記録(写)参照
- ※ 閉級の事由については、入級該当児童生徒数、教育相談の経緯、今後の見通し等を記述する。

[様式 30]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

〇〇立〇〇学校(障害種別)特別支援学級の閉級について(副申)

このことについて、〇〇学校長より別添の特別支援学級閉級願が提出されました。

(市町村)教育委員会としては、教育支援委員会等において存続を検討して参りましたが、閉級もやむを得ない状況であることを申し添えます。

[様式 31]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

〇〇教育事務所長 印

管内小・中学校の特別支援学級の閉級について(進達)

このことについて、(市町村)教育委員会から、別紙のとおり下記の特別支援学級を 年度から当分の間、閉級するとの副申がありました。

記

学校名 (障害種別) 特別支援学級

3 通級による指導(通級指導教室)を開設する場合

図 24

- (1) 小・中学校長は、開設に係る基礎資料を添えて、[様式 32] で市町村教育委員会教育長へ申請する。

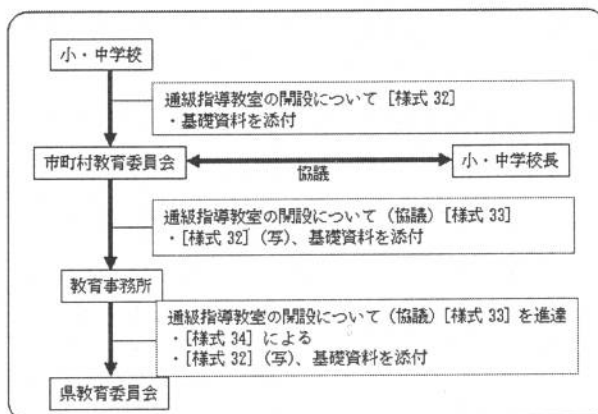
○別添基礎資料

- ①対象児童生徒
- ②通級指導教室配置予定図(学校校舎平面図)
- ③通級指導教室開設予定教室平面図

- (2) 市町村教育委員会は、当該小・中学校

長と協議の上、設置が必要と判断するときは、[様式 32] の写し及び基礎資料を添えて、[様式 33] を教育事務所長へ提出する。

- (3) 教育事務所長は、[様式 32] (写) に基礎資料を添えて、[様式 34] により[様式 33]を



[様式 32]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長

印

通級指導教室の開設について (申請)

このことについて、年度より別添の通級指導教室開設に係る基礎資料のとおり (言語障害、情緒障害、学習障害) 通級指導教室の開設を申請します。

<別添基礎資料>

年 月 日

通級指導教室開設に係る基礎資料

(市町村) 立 学校
校長

印

① 対象児童生徒

学年	ふりがな氏名	性別	保護者名	住 所	在 学 校 名

(実態は別紙)

② 通級指導教室教室配置予定図 (学校校舎平面図)

③ 通級指導教室開設予定教室平面図

(別紙) 年度通級指導教室通級予定児童又は生徒一覧

No.	ふりがな氏名 (性別)	学 年	障害の状態 (個別の諸検査)	学 習 状 況	行 動 特 性	保 護 者 の 意 見	在 学 校 名

※ 個別の諸検査は保護者の了解を得て実施すること。

[様式 33]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

印

通級指導教室の開設について (協議)

このことについて、下記のとおり通級指導教室の開設を協議します。

記

- 申請事項 (言語障害、情緒障害、学習障害) 通級指導教室 1 教室
- 開設場所 立 学校 (本務校、兼務校)
- 開設年月日 年 月 日
- 開設理由 立 学校に、学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条に基づき「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号) に示された通級による指導を受けることが適当である児童生徒がいる。
- 添付書類 「通級指導教室開設に係る基礎資料」
(1) 対象児童生徒…実態は別紙
(2) 通級指導教室配置予定図
(3) 通級指導教室開設予定教室平面図

[様式 34]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

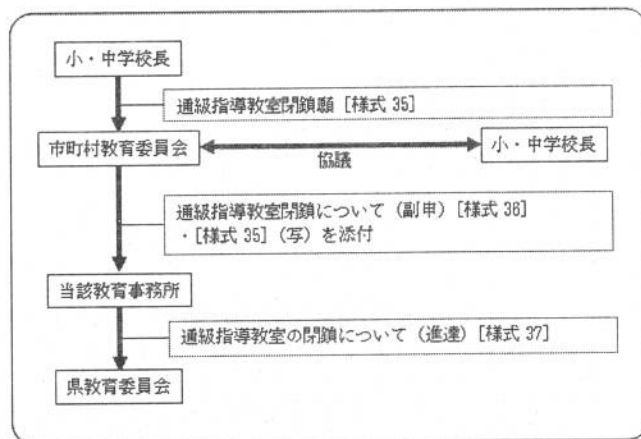
〇〇教育事務所長 [印]

立 学校（言語障害、情緒障害、学習障害）通級指導教室の開設について（進達）
このことについて、（市町村）教育委員会から、別紙のとおり協議がありました。

4 通級による指導（通級指導教室）を閉鎖する場合

図 25

- (1) 通級指導教室設置校の校長は、市町村教育委員会教育長へ [様式 35] を提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、校長と協議の上、閉鎖がやむをえないときは、[様式 35] の写しを添えて、[様式 36] を教育事務所へ提出する。
- (3) 教育事務所長は、通級指導教室閉鎖の副申があった旨を [様式 37] で県教育委員会教育長へ進達する。



[様式 35]

第 号
年 月 日

（市町村）教育委員会教育長 殿

（市町村）立 学校
校長 [印]

通級指導教室閉鎖願

このことについて、当該教室の設置が困難になりましたので、閉鎖を許可下さるようお願いいたします。

記

- 1 閉鎖予定年度 年度から当分の間
 - 2 現在指導を受けている児童生徒数 （言語障害、情緒障害、学習障害）通級指導教室
学年 名、 学年 名
 - 3 閉鎖の事由
 - 4 閉鎖の経緯 別添の校内教育支援委員会記録（写）参照
- ※ 閉鎖の事由については、通級による指導該当児童生徒数、教育相談の経緯、今後の見通し等を記述する。

[様式 36]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

（市町村）教育委員会教育長 [印]

〇〇立〇〇学校（言語障害、情緒障害、学習障害）通級指導教室の閉鎖について（副申）
このことについて、〇〇学校長より別添の通級指導教室閉鎖願が提出されました。
（市町村）教育委員会としては、教育支援委員会等において存続を検討して参りましたが、閉鎖もやむを得ない状況であることを申し添えます。

[様式 37]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

〇〇教育事務所長 印

管内小・中学校の通級指導教室の閉鎖について（進達）

このことについて、（市町村）教育委員会から、別紙のとおり下記の通級指導教室 年度
から当分の間、閉鎖するとの副申がありました。

記

学校名 （言語障害、情緒障害、学習障害）通級指導教室

VI 通級による指導を行う場合の事務手続き

1 県立特別支援学校（視覚障害、聴覚障害）で通級による指導を行う場合

(1) 通級による指導を実施する時

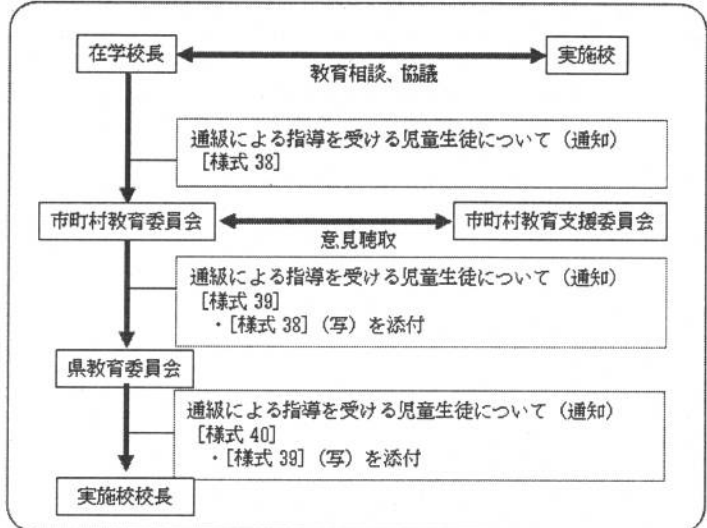
通級による指導実施校（以下実施校）の通知

① 当該児童生徒の在 schools 長は、通級

図 26

による指導を受ける児童生徒氏名等を、[様式 38] で市町村教育委員会教育長へ通知する。

- ・校内教育支援委員会等において、通級による指導を受けることが適当であると判断された者であること。
- ・実施校での教育相談を受けており、事前に実施校と協議がなされていること。
- ・実施校と保護者の同意が得られている者であること。



② 市町村教育委員会教育長は、通知を受けた児童生徒について、通級による指導を受けることが適当と認める時は、当該児童生徒の氏名及び実施校を [様式 39] に [様式 38] の写しを添付して、富山県教育委員会教育長へ通知する。

③ 県教育委員会は、その旨を [様式 40] に [様式 39] の写しを添付して、実施校に通知する。

[様式 38]

（市町村）教育委員会教育長 殿

第 年 月 日

（市町村）立 学校
校長

印

通級による指導を受ける児童生徒について（通知）

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）に示された通級による指導を受けることが適当な児童生徒に該当しますので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	氏 名 （生年月日）	学 年 性 別	住 所	保 護 者 名	障 害 の 状 態	実 施 校

[様式 39]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

通級による指導を受ける児童生徒について (通知)

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号) に示された通級による指導を受けることが適当な児童生徒に該当しますので、氏名等を下記のとおり通知します。

記							
番号	氏 名 (生年月日)	在 学 校 名	学 年 性 別	住 所	保 護 者 名	障 害 の 状 態	実施校

[様式 40]

第 号
年 月 日

県立 (実施校) 学校長 殿

富山県教育委員会教育長 印

通級による指導を受ける児童生徒について (通知)

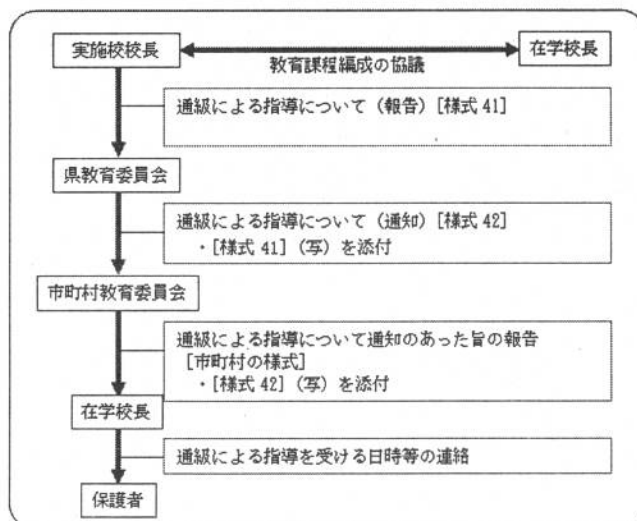
このことについて、(市町村) 教育委員会より別添 (写) のとおり通知がありました。
ついては、下記の児童生徒は、貴校での通級による指導を受けることが適当と判断しますので、当該児童生徒氏名及び在学学校等を下記のとおり通知します。

記							
番号	氏 名 (生年月日)	在 学 校 名	学 年 性 別	住 所	保 護 者 名		

通級による指導の実施に関する通知等

図 27

- ① 実施校の校長は、[様式 40] の通知を受けたとき、当該児童生徒に係る指導内容及び指導時数等について在学学校の校長と協議を行う。
- ② 実施校の校長は、①の協議が終了したときは、当該児童生徒に係る指導内容及び指導時間等を [様式 41] で県教育委員会教育長に報告する。
- ③ 県教育委員会は、[様式 42] で市町村教育委員会へ通知する。
- ④ 市町村教育委員会教育長は、[市町村の様式] に [様式 42] の写しを付けて、在学学校に報告する。



- ・在学学校は、通知の写しなどにより、保護者に通級による指導を受ける日時等について知らせる。
- ・在学学校は、当該児童生徒に係る特別の教育課程を編成する。

[様式 41]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

県立（実施校）学校長 印

通級による指導について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

児 童 生 徒 氏 名							
在 学 校 名 ・ 学 年 ・ 性 別	立	学 校	年	男 ・ 女			
保 護 者 氏 名							
住 所							
指 導 開 始 年 月 日	年	月	日				
通級による指導を受ける 曜 日 及 び 時 間	曜日	時	分～	時	分	指導時数	時間
	曜日	時	分～	時	分	指導時数	時間
	曜日	時	分～	時	分	指導時数	時間
指 導 内 容							

[様式 42]

第 号
年 月 日

（市町村）教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会教育長 印

通級による指導について（通知）

下記のとおり、通級による指導を実施する旨通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名							
在 学 校 名 ・ 学 年 ・ 性 別	立	学 校	年	男 ・ 女			
保 護 者 氏 名							
住 所							
通級による指導を受ける 学 校	県立		学校				
指 導 開 始 年 月 日	年	月	日				
通級による指導を受ける 曜 日 及 び 時 間	曜日	時	分～	時	分	指導時数	時間
	曜日	時	分～	時	分	指導時数	時間
	曜日	時	分～	時	分	指導時数	時間
指 導 内 容							

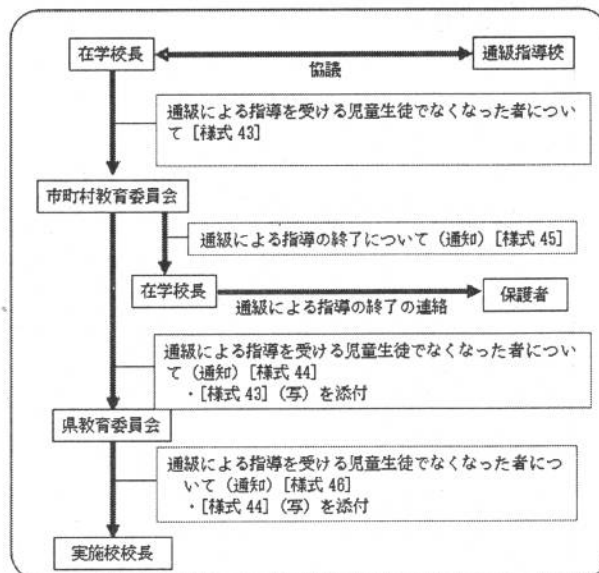
通級による指導を終了する通知等

- ① 在学校の校長は、実施校の校長、保護者の意見を聴いた上で、通級による指導を受ける必要がなくなったものと判断するときは市町村教育委員会にその旨を[様式 43]で通知する。
 - ・ 校内教育支援委員会等において、通級による指導を受ける必要がなくなったと判断された者であること。
 - ・ 事前に実施校と協議がなされ、実施校と保護者の同意が得られている者であること。

- ② 市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、通級による指導を受ける必要がなくなったと認める時は、当該児童生徒の氏名及び実施校を〔様式 44〕に〔様式 43〕の写しを添えて、県教育委員会へ、また、〔様式 45〕で在学学校へ通知する。

・在学学校は、通知の写しなどにより、保護者に通級による指導が終了したについて知らせる。

- ③ 県教育委員会は、その旨を〔様式 46〕に〔様式 44〕の写しを添えて、実施校に通知する。



〔様式 43〕

(市町村) 教育委員会教育長 殿

第 号
年 月 日

(市町村) 立 学校
校長

印

通級による指導を受ける児童生徒でなくなった者について (通知)

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号) に示された通級による指導を受けることが適当な児童生徒に該当しなくなったので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	氏 名 (生年月日)	性別	学年	住 所	保護者名	実 施 校 (指 導 終 了 日)
						年 月 日

〔様式 44〕

富山県教育委員会教育長 殿

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長

印

通級による指導を受ける児童生徒でなくなった者について (通知)

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号) に示された通級による指導を受けることが適当な児童生徒に該当しなくなったので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	氏 名 (生年月日)	在 学 校 名	学 年 性 別	住 所	保護者名	実 施 校 (指 導 終 了 日)
						年 月 日

[様式 45]

第 号
年 月 日

(在学校) 校長 殿

(市町村) 教育委員会 印

「通級による指導」の終了について (通知)

下記の児童生徒は、通級による指導が終了したので通知します。

記

ふ 児 童 生 徒 氏 名	が 氏 名	
在 学 校 名 ・ 学 年 ・ 性 別	立	学校 年 男・女
保 護 者 氏 名		
住 所		
通 級 を 受 け て い た 学 校	立	学校
通 級 に よ る 指 導 の 終 了 日	年 月 日	

[様式 46]

第 号
年 月 日

県立 (実施校) 学校長 殿

富山県教育委員会教育長 印

通級による指導を受ける児童生徒でなくなった者について (通知)

このことについて、(市町村) 教育委員会教育長より別添 (写) のとおり通知があったので、通知します。

Ⅶ 資料

1 就学に関する関係法規一覧

(※下記根拠法令及び教育支援資料を基に県教育委員会で作成)

学齢簿	学校教育法 施行令第1条	(学齢簿の編製) 1 市町村教育委員会が編製 3 磁気ディスクによる調製可 2 住民基本台帳に基づく編製 4 記載事項は、文部科学省令による
	(規則第30条)	(学齢簿の記載事項) 一 学齢児童生徒に関する事項－氏名、現住所、生年月日、性別 二 保護者に関する事項－氏名、現住所、保護者と学齢児童生徒との関係 三 就学する学校に関する事項 イ 学校の名称、入学、転学、卒業の年月日 ロ 施行令9条により就学する者の学校名、設置者、入学、転学、退学、卒業の年月日 ハ 特別支援学校の小・中学部に就学する者の学校名、部、設置者、入学、転学、退学、卒業の年月日 四 就学の督促に関する事項－(略) 五 就学義務の猶予又は免除に関する事項－猶予の年月日、事由、期間 免除の年月日、事由、復学した者のその年月日 六 その他必要な事項
	学校教育法 施行令第2条	(学齢簿の作成期限) 市町村教委は、 <u>文部科学省令が定める日現在</u> において、5月前(10.31)までに、前学年の初めから終わりまでの間に満6歳に達する者について作成しなければならない。
	(規則第31条)	(学齢簿の作成基準日) 10月1日現在で作成
	学校教育法 施行令第3条	(学齢簿の加除訂正) 記載事項が生じたとき、変更を生じたとき、記載に錯誤、遺漏があるとき 加除訂正
住所変更に関する届出の通知	学校教育法 施行令第13条	(学齢簿の加除訂正の通知) 第11条の通知に係る児童生徒について、3条による加除訂正をしたとき、速やかに都道府県教育委員会へ通知
	学校教育法 施行令第4条	(児童生徒の住所変更の届出の通知) 学齢児童生徒の住居変更届があったとき、市町村長は当該市町村教育委員会へ通知
	学校教育法 施行令第5条	(保護者への就学通知－小・中学校への入学期日の通知と就学校の指定) 1 市町村教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者以外の者に、翌年度の初めから2月前(1.31)までに、入学期日を通知。 2 市町村設置の小・中学校が2校以上の時は、学校を指定
	学校教育法 施行令第6条	(第5条の準用) 第5条の通知後の変更があった場合の準用規定(「翌学年の初めから2月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替える)
	学校教育法 施行令第6条の2	(特別支援学校に在学する児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合) 1 特別支援学校に在学する児童生徒で視覚障害者等でなくなったものがあるとき、学校長は、都道府県教育委員会へ通知 2 都道府県教育委員会は市町村教育委員へ通知
入学期日等の通知 学校の指定	学校教育法 施行令第6条の3	(障害の状態等の変化による特別支援学校から小中学校への転学－特別支援学校の校長が、当該特別支援学校に在学する児童生徒について、小中学校に就学させることが適当であると思料する場合) 1 特別支援学校長は、都道府県の教育委員会に通知 2 都道府県教育委員会は市町村教育委員会へ通知 3 市町村教育委員会は引き続き特別支援学校に就学させることが適当と認めたときは、都道府県教育委員会に通知 4 都道府県教育委員会は、特別支援学校長に通知

	学校教育法 施行令第7条	(小・中学校長への就学通知) 市町村教育委員会は、第5条の通知(保護者宛)と同時に(2月前-1.31) 小・中学校長に、氏名、入学期日を通知
	学校教育法 施行令第8条	(就学先の変更通知) 相当と認めるときは、保護者からの申立により、市町村教育委員会が、就 学先変更を保護者、学校長へ通知
	学校教育法 施行令第9条	(区域外等の小中学校等への就学) 保護者は、区域外の学校へ就学させようとするときは、当該学校を設置す る教育委員会の承諾書を添え、居住する市町村教育委員会へ届出
	学校教育法 施行令第10条	(区域外等の小中学校等からの退学) 区域外就学した者が、小・中学校の全課程の修了前に退学したとき、学校 長は、居住する市町村教育委員会へ通知
特別支援学 校への就学 についての 通知	学校教育法 施行令第11条 第11条の2	(特別支援学校への就学についての通知、小学校から特別支援学校中学部 へ就学する場合の手続き) 市町村教育委員会は、認定特別支援学校就学者について、都道府県教育委 員会へ、翌学年の初めから3月前(12.31)までに、氏名、特別支援学校に 就学させるべき旨を通知するとともに、学齢簿の謄本を送付
	学校教育法 施行令第12条	(視覚障害者等となった者の小中学校等から特別支援学校への通知) 小・中学校長は速やかに市町村教育委員会へ通知
	学校教育法 施行令 第12条の2	(障害の状態等の変化による小中学校等から特別支援学校への転学 -小中学校の校長が、当該小中学校に在学する児童生徒について、特別 支援学校へ転学することが適当と思料する場合) 小・中学校長は速やかに市町村教育委員会へ通知
就学義務の 猶予・免除	学校教育法 施行規則34条	(就学義務の猶予・免除) 教育法18条に掲げる事由(病弱、発育不完全、その他やむを得ない事情) があるとき、保護者は、就学義務の猶予・免除を市町村教育委員会に願ひ 出る。市町村委員会の指定する医師等の証明書等を添付
特別支援学 校の入学期 日の通知、 学校の指定	学校教育法 施行令第14条	(保護者への就学通知-特別支援学校への入学期日の通知と学校の指定) 1 都道府県教育委員会は、第11条、第11条の2の通知により、翌年度の 初めから2月前(1.31)までに、入学期日を通知。 2 都道府県設置の特別支援学校が2校以上のときは学校を指定。
	学校教育法 施行令第15条	(市町村教育委員会、学校への就学通知) 都道府県教育委員会は、14条の通知(保護者宛)と同時に、特別支援学校 長及び市町村教育委員会に、氏名、入学期日を通知
	学校教育法 施行令第16条	(就学先の変更通知) 相当と認めるときは、保護者からの申立により、都道府県教育委員会が、 就学先変更を市町村、保護者、学校長へ通知
区域外就学 等	学校教育法 施行令第17条	(区域外等の特別支援学校への就学) 保護者は、区域外の学校へ就学させようとするときは、当該学校を設置す る教育委員会の承諾書を添え、居住する市町村教育委員会へ届出
	学校教育法 施行令第18条	(区域外等の特別支援学校からの退学) 区域外就学した者が、特別支援学校の小・中学部の全課程の修了前に退学 したとき、学校長は、居住する市町村教育委員会へ通知
就学時の健 康診断	学校保健安全法 第11条	(就学時の健康診断) 市町村教育委員会が実施
	学校保健安全法 施行令第1条	(就学時の健康診断の実施時期) 4か月前までに実施(11.30)
	学校保健安全法 施行令 第2条	(検査項目) 一 栄養状態 二 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無 三 視力及び聴力 四 眼の疾病及び異常の有無 五 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 七 その他の疾病及び異常の有無

保護者及び 専門家から の意見聴取	(規則第3条)	(方法及び技術的基準) 十 その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査する者とし、知能については、適切な検査によって知的障害の発見につとめる。		
	学校保健安全法 第12条	市町村教育委員会は、健康診断の結果に基づき、就学義務の免除・猶予、特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとる。		
	学校教育法 施行令 第18条の2	(保護者及び専門家からの意見聴取) 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、就学の通知をしようとするときは、保護者及び専門家(教育学、医学、心理学等)の意見を聴く。		
			小中学校への 就 学	特別支援学校への 就 学
		住所等の変更による 転入学	第5条第1項	第11条第1項 (第11条の2)
		障害の状態等の改善による 転入学	第6条第1号	第11条の3第1項
		区域外からの転学による 編入学	第6条第3号	—
		区域外からの退学による 転入学	第6号第4号	第11条の3第2項
		視覚障害者等になった者の 転入学 (小中学校→特別支援学校)	第6号第5号	第12条第2項
		障害の状態等の悪化等による 転入学 (小中学校→特別支援学校)	第6号第6号	第12条の2第2項
		小中学校の廃止等による 転入学	第6号第7号	—

2 関係する通達等

障害者の権利に関する条約

(日本政府公定訳)

2014年1月20日公布

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾ろう社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾ろう者又は盲聾ろう者（特に盲人、聾ろう者又は盲聾ろう者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条 殿
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山 中 伸 一

(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものである

こと。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものである。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する

者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

- 1 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

- 第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。
- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
殿

文部科学省初等中等教育局長
前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう

にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

（1）特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適

応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

（2）通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別

な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的の実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮

称) といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成27年12月25日

文部科学省訓令第31号

(目的)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、文部科学省職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し

出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 課長相当職以上の地位にある者は、障害者差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、大臣官房人事課計画調整班に相談窓口を置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第7条 大臣官房人事課長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに課長相当職以上の地位に就いた職員に対しては障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施するものとする。

3 前項の研修の内容、回数等の詳細は、大臣官房人事課長が定める。

4 大臣官房人事課長は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から実施する。

別紙

文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付することなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。職員は、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び文部科学省の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は次に掲げるとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、これらの具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、これらはあくまでも例示であり、不当な差別的取扱いが

これらの具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

一 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、文部科学省の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

二 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、第5に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、

技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、第四号に示す環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 三 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 四 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 五 文部科学省がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、この訓令を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例は次に掲げるとおりである。

なお、これらの具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、合理的配慮がこれらの具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）

- 段差がある場合には、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す、パンフレット等の位置を分かりやすく伝えるなどする。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合には、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であることから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合には、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 入館時にICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

第7 留意点

別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

3 県内特別支援学校及び関係施設、相談機関等

(1) 特別支援学校

県内の特別支援学校では、各地域・障害の種類に応じて、教育を受けることができるとともに、幼児児童生徒の実態把握、指導内容・方法についての相談をすることができます。

(平成28年3月現在)

学 校 名	対象とする 障 害 種 別	所 在 地
富山県立富山視覚総合支援学校	視 病(高)	〒930-0922 富山市大江干144 ☎(076) 423-8417
富山県立富山聴覚総合支援学校	聴 知(高)	〒930-0817 富山市下奥井1-9-56 ☎(076) 441-9172
富山県立高岡聴覚総合支援学校	聴 知(高)	〒933-0824 高岡市西藤平蔵700 ☎(0766) 63-6385
富山県立にいかわ総合支援学校	知 肢	〒938-0059 黒部市石田6682 ☎(0765) 54-1288
富山県立しらとり支援学校	知	〒939-2602 富山市婦中町下邑2877 ☎(076) 469-5531
富山県立富山高等支援学校	知	〒939-2206 富山市坂本2600 ☎(076) 467-5560
富山県立高岡支援学校	知	〒933-0987 高岡市東海老坂831 ☎(0766) 23-5262
富山県立高岡高等支援学校	知	〒933-0987 高岡市東海老坂950 ☎(0766) 22-5158
富山県立となみ総合支援学校	知 肢	〒939-1723 南砺市利波河1335-5 ☎(0763) 52-4520
富山県立となみ東支援学校	知	〒939-1436 砺波市福山1149 ☎(0763) 37-1553
国立富山大学人間発達科学部 附属特別支援学校	知	〒930-8556 富山市五艘1300 ☎(076) 445-2809
富山県立富山総合支援学校	肢 知(高)	〒930-0873 富山市金屋4982 ☎(076) 441-8261
富山県立高志支援学校	肢	〒931-8445 富山市道正29-1 ☎(076) 438-4811
(高等部こまどり分教室)		〒933-0062 高岡市江尻字村前1289 ☎(0766) 26-9701
高岡市立こまどり支援学校	肢	〒933-0062 高岡市江尻字村前1289 ☎(0766) 21-5071
富山県立ふるさと支援学校	病	〒939-2607 富山市婦中町新町2913 ☎(076) 469-3388

(2) 特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等からの要請に応じて障害のある幼児児童生徒の指導等に関する相談・支援を行います。

① 地域のセンター校

地域	市町村等	学校名
新川地域	朝日町、入善町、黒部市、魚津市	にいかわ総合支援学校
富山地域	富山市（第一、第二、第六区域）	富山総合支援学校
	富山市（第三、第四、第五、第七区域）	しらとり支援学校
	富山大学附属、片山学園	富山大学附属特別支援学校
中新川・滑川地域	滑川市、上市町、立山町、舟橋村	高志支援学校
高岡地域	射水市、高岡市、氷見市	高岡支援学校 高岡市立こまどり支援学校（肢体不自由）
砺波地域	小矢部市、南砺市	となみ総合支援学校
	砺波市	となみ東支援学校

② 障害種別のセンター校（セカンドセンター校）

視覚障害	富山視覚総合支援学校（全県）
聴覚障害	富山聴覚総合支援学校（県東部） 高岡聴覚総合支援学校（県西部）
病弱・身体虚弱	ふるさと支援学校（全県）

③ 高等特別支援学校のセンター的機能

高等学校における障害のある生徒の就労に関する相談・支援を行います。

県東部	富山高等支援学校
県西部	高岡高等支援学校

(3) 入所施設、病院と特別支援学校

施設名	入所・入院の手続き	入学する学校
県立黒部学園	契約 児童相談所の障害児入所給付費の支給決定を受けた保護者が施設との契約により入所	にいかわ総合支援学校
県立砺波学園		となみ東支援学校
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター		高志支援学校
国立病院機構富山病院	措置 児童相談所長が決定し入所	ふるさと支援学校
	入院 医師の診断により入院	
	通所 市町村の障害児通所給付費等の支給決定を受けた保護者が施設との契約により通所	

(4) 相談機関、相談会等

所 名・所 在 地・電 話		相 談 内 容 等
富山県総合教育センター 教育相談部 特別支援教育担当 富・高田525 076-444-6351		○就学に関する相談及び学習、行動上の問題に関する相談 ○教育情報の提供 ○行動観察、諸検査等の実施による実態把握 ○電話相談、予約による来所相談・訪問相談を実施
教育 事務 所	東部教育事務所 指導課 富・舟橋北町4-19 076-444-4569	○各学校からの要請に応じた相談支援 ・幼児児童生徒の観察による実態把握及び指導方法 ・小・中学校と特別支援学校との連絡調整 ○校内委員会、校内研修に関すること
	西部教育事務所 指導課 高・赤祖父211 0766-26-8461	○特別支援学級や通級指導教室の運営、指導内容・方法 ○就学相談・支援に関すること ○市町村教育委員会や教育センターでの研修における講話、助言
児 童 相 談 所	富山児童相談所 富・東石金町4-52 076-423-4000	○児童の福祉に関する相談 ○療育手帳の判定及び交付
	高岡児童相談所 高・本丸町12-12 0766-21-2124	○障害児入所施設給付費の支給決定
富山県リハビリテーション 病院・こども支援センター 富・下飯野 36 076-438-2233		○障害に関する各種の相談 医学的心理学的及び社会学的な診断、検査、判定、治療指導 ○外来通園の幼児児童の療育訓練
障害のある子供の 巡回就学相談 (県実施)		・実施時期 第1回；7月下旬頃 各地区で実施 第2回；10月上旬頃 全県一区で実施 ・対 象 者 明年度就学予定の幼児及び小学校6年生で、学校教育 法施行令第22条の3に該当するかどうか判断が難しい 者、保護者との合意の形成が難しい者等 ・相談内容 本人及び保護者との就学相談 障害の種類や程度に応じた教育の場の情報提供 本県の特別支援教育に関する情報提供 等
地区相談会 (にこにこ相談、 すこやか相談会等)		・実施時期 各市町村において年間を通して計画的に開催 ・対 象 者 障害のある子供とその保護者及び教員 等 ・内 容 発達や就学、進路などに関する相談、地域の支援体制 に関する情報提供 等

障害のある児童生徒の就学の手引
(第5次改訂)

平成28年3月発行

〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号(電話 076-431-4111)

発行 富 山 県 教 育 委 員 会
編集 富山県教育委員会 県立学校課